

平成17年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（6月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○所信表明及び行政報告	4
○一般質問	8
漆田修君	8
保坂好明君	19
横嶋隆二君	31
清水清一君	46
○南伊豆衛生プラント組合議員の補欠選挙	58
○伊豆斎場組合議員の補欠選挙	59
○議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	60
○議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	61
○議第57号～議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	63
○議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	65
○議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	66
○議第62号及び議第63号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	68
○議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	69

○発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	73
○発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	74
○閉会中の継続調査申出書について	76
○閉議及び閉会宣告	76
○署名議員	77

平成17年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成17年6月8日(水) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の所信表明及び行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 南伊豆衛生プラント組合議員の補欠選挙について
- 日程第 7 伊豆斎場組合議員の補欠選挙について
- 日程第 8 議第55号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 9 議第56号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第57号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第58号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第59号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第60号 南伊豆郷土館の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第61号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議第62号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第16 議第63号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の一部を変更する規約制定について

日程第17 議案第64号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)

日程第18 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書

日程第19 発議第8号 高齢者の交通事故防止に関する決議

日程第20 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員(2名)

3番	鈴木勝幸君	9番	齋藤要君
----	-------	----	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	収入役	碓井大昭君
教育長	釜田弘文君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	建設課長	高橋一成君
産業観光課長	鈴木博志君	窓口税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	生活環境課長	石井司君
水道課長	山本正久君	教育委員会 事務局 局長	鈴木勇君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤博	主幹	栗田忠蔵
--------	-----	----	------

開会 午前9時30分

◎開会宣告

○副議長（石井福光君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

これより、平成17年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○副議長（石井福光君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○副議長（石井福光君） これより、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（石井福光君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

7番議員 藤田喜代治君

8番議員 漆田修君

◎会期の決定

○副議長（石井福光君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議なしと認めます。よって、会期は6月8日の1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（石井福光君） 諸般の報告を申し上げます。

平成17年3月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎所信表明及び行政報告

○副議長（石井福光君） 町長より所信表明及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

6月定例町議会よろしくとお願い申し上げます。

平成17年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、南伊豆町長就任につき、所信の一端を申し上げます。

私はこのたび、町民の皆さま方の深いご理解と温かいご支援を賜り、南伊豆町長選挙で当選の榮に浴し、5月16日に就任いたしました。責務の重大さを痛感いたしますとともに、決意を新たに職責を全うしていく所存であります。

私は次の3つを政治信条として町政に取り組んでまいります。

①町民参加のまちづくり。

②融和と協調による明るいまちづくり。

③簡素で効率的な行政運営。

本年は町制施行50周年を迎え、大きな節目の年であります。多くの先人が幾多の困難を乗り越え、築き上げてきた南伊豆町、現代に生き私たちは、安定した、地についたまちづくりを進め、後世に我々の子孫に引き継ぐ責任があります。地方分権、市町村合併、三位一体の改革等、地方自治体に対する国の政策が大きな転換期に入ろうとしています。地方の時代と言われる今日、各自治体に安定した財政基盤の確立、自主自立のまちづくりが求められています。

折しも、さきの合併問題では、住民投票により、単独の道を歩むこととなった本町であります。産業振興、少子高齢化対策、医療、福祉対策、教育問題、地震等防災対策等々、課題が山積しております。

厳しい財政事情のもと、行財政改革を進め、中長期的見通しによる各種事業の厳選、そして推進を図ってまいります。

第1次産業、第2次産業と有機的に連携した観光振興を図るための基盤整備、そして福祉施設の整備等、長寿社会への対策と医療需要に対応できる医療機能の整備充実も不可欠であります。近い将来の伊豆縦貫自動車道の開通を見通した上でのアクセス道路を初めとする道路網の整備促進、恵まれた自然資源の有効活用により、町の持つ魅力、価値を最大限に生かした観光地づくり等、次世代に誇れるまちづくりを推進してまいります。そして、少子化対策と時代を担う人づくりであります。学童保育の実施、若者の定住促進、一方高齢者対策として保健福祉センター等、施設の整備充実を図り、安心して暮らせる、そして老後が迎えられる環境整備に取り組んでまいります。

これらの事業計画は町の指針となる第4次南伊豆町総合計画及び南伊豆町過疎地域自立促進計画にのっとり、事業実施に当たっては、国や県の動向を的確に見きわめ、実施計画の策定、見直しを進めてまいります。

しかし、さきに申し上げましたように、地方自治を取り巻く現状は極めて厳しいものがあります。活力ある南伊豆町の実現を目指して、複雑多様化する行政ニーズにこたえるため、今こそ、行政と議会が車の両輪となって、町民の皆様の町政に対する信頼を回復し、皆様に安心感を与えるとともに、将来に希望の持てる町政を進めなければなりません。町民参加のもと、全町民一丸となって、心の通うまちづくりにご協力いただけるよう鋭意取り組んでまいります。

また、職員に対しましても、厳しい財政事情を再認識するとともに、「入る量りて出ざる

を制す」を財政運営の基本として、さらに徹底した経費削減を図り、それぞれのポジションで地方公務員としての自覚と責任を持って職務を遂行するよう督励していく所存であります。

明るく希望の持てるまちづくりを進めるために、町民の皆様の絶大なるご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご多幸とご健勝をお祈りし、町長就任のごあいさつと所信表明にかえさせていただきます。

引き続きまして、行政報告を申し上げます。

1、農林水産物直売所「湯の花」について

旧国立医薬品衛生研究所伊豆薬用植物栽培試験場跡地の緊急活用対策として、有害鳥獣被害や高齢化により生産意欲が失われた町内農業者の収入確保、荒廃農地対策として、3月19日、生産者が直接運営する農林水産物直売所「湯の花」がオープンいたしました。

町農業振興会が募った出資者33名の資金を元にスタートし、オープン当初は73名の出荷者でありましたが、現在101名、登録者数153名となっています。時期的に生産物の少ない時ですが、5月末時点で累計5万5,000品もの新鮮な農林水産物が取り扱われており、先進地の直売所には及びませんが、初期としては順調なスタートと言えます。農林漁業者の生産意欲が向上したものと思われまます。また、観光客の占める割合も多く、観光情報発信の場としても活用されています。

年内には、足湯棟も完成する予定ですので、観光客との交流拠点として、地産地消の直売所との相乗効果が大いに期待されるところであります。

2、長者ヶ原山ツツジまつりについて

天神原地区にある長者ヶ原の山ツツジ群生地(約6.5ヘクタール)は、平成13年度から国の市町村緊急地域雇用創出特別対策事業や、地元伊浜区、天神原区、長者ヶ原管理組合、建設業組合、管工事組合、観光関係者や一般町民によるボランティアにより雑木や雑草の下刈り、穴埋め作業など整備を進めてきたところ、山を赤く染めるように見事な山ツツジ群落が復活いたしました。平成16年度には、静岡県観光施設整備事業補助を受け、山小屋風休憩所1棟、普通車74台収容の駐車場2,900平方メートル、園内周遊遊歩道1,500メートル、展望テラス1カ所、進入道路待避所2カ所を整備いたしました。

本年も昨年に引き続き、地元伊浜区、天神原区、長者ヶ原管理組合等のご協力を得て、4月23日から5月8日までの16日間、第2回目の「長者ヶ原山ツツジまつり」を開催いたしました。春先の冷え込みが厳しかったため、開花が1週間から10日程度おくれ、最終日に5分咲き程度で自然相手のイベントの難しさを痛感させられました。期間中の来場者は7,063人

で、前年比3倍強の伸びとなりました。来場者の居住地別内訳は、県内4,611人、県外2,452人で、連休後半の5月4日は1,284人の方をお迎えすることができました。見ごろを迎えたイベント終了後の1週間は、駐車場の開放と仮設トイレの設置を継続したため、大変にぎわっておりました。

このイベントは、旅行代理店よりツアーの申し出もあり、今後、狭隘な進入道路や大型バス駐車場などの受け入れ態勢次第では、「みなみの桜と菜の花まつり」に次ぐ一大イベントに成長するものと確信したところでもあります。これからも町のこのような自然環境のすばらしさを発掘し、自然と共生しながらまちづくりに努めたいと思います。

これまで、期間中の交通混雑時にご協力いただいた天神原区民を初め、この長者ヶ原山ツツジ群生地を整備に携わっていただいた関係各位に深く感謝申し上げ、今後ともより一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。

3、第11回海中クリーン作戦について。

青く豊かな海、美しい浜辺、それは地球に住む人類共通の貴重な財産であります。

地球の7割の表面積を占める海は、生命の源であり、自然生態系の維持や環境保全にかけがえのない大きな使命を果たしております。この大切な海を慈しみ、守り、後世に伝えていくことは、私たち一人一人に課せられた使命であります。

また、水産業も幅広い意味から多くの恵を受けてまいりましたが、これらの貴重な役割を果たしてきた海の機能が低下し、各種の廃棄物や汚水等による海や浜辺の環境汚染が深刻化してきております。

そこで、本町では全国に先駆け、平成6年から全国各地のダイバーや地元の各種団体の参加を得て「海中クリーン作戦」を実施して海底の清掃を行ってまいりました。本年は、初めての試みとして、NPO法人伊豆農林水産活性化支援センターの協力を得て海岸清掃も行いました。

海中清掃につきましては、他地区行事と日程が重なりダイバーの参加が減りましたが、ダイバー100名、海岸清掃隊133名と多くの協賛団体の参加を得て、好天の中「第11回海中クリーン作戦」を実施いたしましたので、概要をここにご報告申し上げます。

第11回海中クリーン作戦実施報告。

①主 催 南伊豆町。

②協 賛 妻良区、妻良観光協会、妻良船主組合、南伊豆町漁業協同組合、NPO法人伊豆農林水産活性化支援センター。

- ③実施日 平成17年5月28日（土）～29日（日）。
- ④場 所 南伊豆町妻良（漁港沖合、沿岸、海岸）。
- ⑤参加人員 504名（2日間延べ人員）。
- ⑥ごみ収集量 海中135キログラム、海岸10トン。

4、主要建設事業等の発注状況について。

平成17年度第1・四半期（4月から6月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

町道成持吉祥線用地測量業務委託、220万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。

下水道事業基本計画見直し等業務委託、577万5,000円、株式会社日本水道設計社。

落下灰コンベア廻り修繕工事、315万円、株式会社タクマ。

町立南伊豆東中学校空調設備設置工事、542万8,500円、株式会社下田電化設備工業。

以上で、平成17年6月定例町議会の行政報告を終わります。

○副議長（石井福光君） これにて所信表明及び行政報告を終わります。

◎一般質問

○副議長（石井福光君） これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○副議長（石井福光君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 通告に従い一般質問をいたします。

その前に、冒頭、町長が申されました所信表明についてであります。先月行われました町長選においては、非常に僅差の結果、鈴木新町政が誕生したわけではありますが、それだけ僅差であるがゆえに非常に厳しい行政の運営が強いられるであろうということを申し上げ、あわせて町長就任のお祝いを申し上げたいと思っております。

さて、通告では、まちづくり推進のための諸施策と方向性についてということでもあります

が、先ほど町長の所信表明の中で3つの政治信条、実際には町民参加のまちづくり、そして選挙中では情報公開というようなこと。あわせて効率的な行財政運営という大きい3つの柱で、実は政治信条として訴えながら選挙を行ったという経緯がありました。

その中で、3つの政治信条の方向性を示しておられますが、先ほどの表明のとおりであります。その具体化はいかがかということをご第1番目として質問させていただきたいと思えます。

個別に言いますと、これは各自治体共通のことではありますが、まちづくりを推進するためには、まず3つの大きい原則があると一般的には言われております。それは何かといいますと、情報公開と住民参加、そして効率的な行財政運営、これは行政運営の仕方ではありますが、先ほど町長が言いましたとおり、上杉鷹山を引用された例で、「入るを量りて出づるを制す」と、こういう基本的な財政運営ということは、ほとんどの自治体が共通の認識でやられていると思えますが、その具体的な施策になりますと、各自治体の抱えている課題なり問題というものがございますので、それに対して、プライオリティーの高い時は結構ですけれども、これについてはどうするのだというようなことを、具体的にお話をいただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私はただいまの所信表明でも述べましたとおり、町政に取り組むに当たりまして3つの政治信条を掲げております。

まず、1点目が町民参加のまちづくりということでもありますけれども、これは町内各界各層、老若男女を問わず、さまざまな業種の皆様からご意見あるいはお考え等をお聞きして、町政に反映させていきたいということでもあります。

行政側からの要請による懇談会はもちろんですけれども、例えば、それぞれの地域あるいはグループ等からの要請に基づきこちらから出向くといった持ち方、あるいは職員、あるいは町民の皆さんが一緒になって協議しながら、そこから新しい考えを生み出すことといった持ち方、これらを心がけていきまして、そして、より幅の広い町内皆様からのお考え等を町政に反映させていきたいということでございます。

それから、2点目の融和と協調による明るいまちづくりでありますけれども、これはこの字のとおりでございますが、お互いに結び合って、和をもって譲り合うところは譲り合い、

そして協力し合って、将来に向かって希望の持てる明るいまちづくりを進めていきたいということでございます。論争等はもちろん町民のことだから結構ですけれども、やはり憎しみの争い事はしたくない、あるべきではないということでございます。

それから、3番目の簡素で効率的な行政運営でありますけれども、近年社会生活の高度化、複雑化に伴い行政需要も増大してきております。特に、本町は広大な行政区域、それから地理的条件等から、行政の簡素化であるとか、あるいは適正化というのは難しい面もあるとは思いますが、しかし私は行政運営に当たっては、いわゆる簡潔、質素を基調としてまいりたいというふうに思っております。

それから、国や県の補助金の積極的な量の獲得、それから起債事業、これらの計画の見直し再検討、それから町税のさらなる徴収率の向上、こういったことで財源の確保にも鋭意努めてまいりたいと思っております。

それから、歳出面ですけれども、何といたっても徹底した経費の削減と財政の効率化を図っていききたいというふうに思っております。

以上、政治信条に掲げました3つの私の考えでございます。

○副議長（石井福光君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 先般挙げました3つの信条が、これはまちづくりの一つのコンセプトとしてのあり方だと思うんですね。これは一般的にそう言われております。それが、ここでいう特に2番の協調と融和という言葉は今の状況を、今回町を二分するような大きな選挙があったわけでありますが、それをそんたくして、こういう表現をあえて入れたのかなというように私は思っているんです。実際にはそこは、本来は、情報公開という言葉がなければならぬわけですが、通常のまちづくりとしてはね。ですから、非常に町民感情とかその辺をしんしゃくした表現になっているのかなというような気を私自身は持っております。

そして問題は、信条と言っておりますが、どういうまちづくりにコンセプトを反映するかということなんです。その次にコンセプトの下にくるのは、具体的な産業振興のための諸施策の計画がありますね。短期のローリングした小さい計画でございますが、そういったものが張りついてきます。福祉もそうですね。教育関係もそうです。それから、環境衛生関係もそうですが、そういった小さい計画を総合的に取りまとめたものが、実は7年前の第4次総合計画でありまして、その時の状況とは大きく変わっておりますから、常にローリングをしながら、まちづくりの方向性なり、具体的な施策というものをそこに張りつけていかなければ

ればならないということなのであります。

今般、鈴木町長が誕生して、ご自身のモットーとして3つを挙げられたのですが、それは今となつては極めて的確な表現だつたと思っております。実は、質問要旨の2番目の方に自動的に話は入っていくのでありますが、簡素で効率的な行政運営というモットーの中の3番目ですね。昨年、議会の方で行財政改革特別委員会の最終提言をいたしまして、それが実は60数ページの実は大きなボリュームの提言書でありました。その改革の骨子とご本人の信条の3番目の行財政改革との整合面で、議会側の改革案をどうとらえているのですかという質問に入らせてもらいたいんですが、具体的にいかがでしょう。

現実に町長職につかれてからは、各課の課題とか問題点のレクチャーを受けまして、これはちょっと難しいなというような感覚をお持ちでしょうか。その辺の正直なお気持ちをちょっとお聞かせいただきたい。特に議会提案の改革に対して、どういうとらえ方をするのかということをおあわせてご答弁いただきたいと思ひます。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問ですけれども、私もかつては議会の皆さんと一緒に、この行財政改革特別委員会の一委員として取り組んできたわけでありまして、そのまとめがあつた報告書による改革案であるわけでありまして、今後の行政運営各般にわたつて、さらに行政としての検討を加えながら、反映できるように努めてまいりたいという考えでございます。

それで、いわゆる時代の進展に伴う行政対応の変化に応じて、既存の事務機構あるいは定員、それから既定経費等について検討を加えなければならないと思ひしております。不要不急の事務の整理、もちろんこれは行われておりますけれども、さらに精査しながらこれも進めなければならないかなというふうに考えております。

それから、機構の簡素合理化、そして統廃合、これも先般行われまして現在の体制になっておりますが、これもまたさらに検討してまいりたいというふうに思ひしております。

それから、公務能率の増進等による経常経費の節減合理化を図つて、町の財政軽減化を図つていきたいということでもあります。具体的には、まず機構改革ですけれども、これは先ほど申し上げましたように課の再編統廃合、職員の削減、人材育成、それから委員会、審議会、協議会の見直し。委員会、審議会につきましては必要性の検証、内容は人数であるとか構成、あるいは報酬等であります。それから情報公開、これはただいま行われております広報紙、

さらには最近のインターネットによるホームページ等を利用して、さらなる町政の透明性を高めていかなければならないというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（石井福光君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 議会の提言した改革案をある程度取り入れて、全面的ではないにしても、具体的に効果のありそうなものについては取り入れて、ぜひ前向きにご検討を賜りたいと思っております。

先ほど、実は情報公開という、たまたま今のご答弁の中で話が出たのですが、選挙中にも町長言われたと思うのですが、全町内のCATVのネットワーク化というような話で多分ご本人は反対したことが記憶にあると思うんですが、それについてはどういう見解を持っておられるでしょうか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） このCATVの関係は、もちろん私が選挙中に訴えてまいりました。ただ、現実問題として非常に難しいということは認識してございます。将来的には、ITの時代と言われる今、前向きに検討協議を進めるべきではないかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたインターネットの関係等もございまして、町内くまなくこれらが利用できるような状態になればという考えもありますし、それらと一緒に考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（石井福光君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） わかりました。非常に前向きで、何をやるにもお金がかかるご時世です。この場では即答は非常に難しきろうと思えます。その辺は理解しているつもりではありますが、何とか、できる限りご検討を賜りたいと思っております。

最後の質問要旨3の方に移りたいと思いますが、実は前町長のときに、南伊豆町行政改革委員会というものが所信表明の中でうたわれておりました。その中には、「学校の統廃合も含め議論する」という表現がございました。町長はそれをご存じですよね。その中で実は学校教育、答弁がもし難しいようでしたら教育長でも結構ですけどもね、私自身は個人的にはその問題を、慎重に進めるべきだという見解を持っておりますが、町長の基本的な考えは

どうかということ、まず最初にお答えいただけませんか。基本的な考え方で結構です。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この件につきましては、ただいま漆田議員が申されましたように、実は3月の定例会の施政方針の中で述べられております。町としましては、過疎化、少子化等による影響によって、他町村に比べ児童生徒数の割には施設数が多い状況で、効率的な行政運営に対する指摘がなされてきたわけでありまして。

三位一体の改革等を進め、不況からの脱却を目指す国、県等の依存財源に多くを頼る本町におきましては、いわゆる自立のまちづくりのための財源に見合った歳出が必要であり、経常経費の削減は行財政改革の基本目標であります。こういった中で、学校統廃合につきましては、さきに町教育委員長に現在の5小学校、2中学校の適正規模、統合に関するご審議をお願いしたところでございます。

細かい点につきましては、教育長あるいは教育委員会事務局長等から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 教育長。

〔教育長 釜田弘文君登壇〕

○教育長（釜田弘文君） 大筋は今、町長のお話されたとおりでございます。教育委員会としましては、財政状況ということもさることながら、子供たちの教育条件として、果たして現状がいいのかという点が一番の問題点であるという認識をしまして、子供たちが本当に心身ともに健全に成長していく、あるいはそれなりの基礎学力をしっかりと身につけていけるような条件を整えるためには、今の5小学校、2中学校体制でいいのかということの課題を真摯に検討していく必要があると。これも一つの行政主導ということではなくて、各層の意見等をお聞きする中で、町民大方に賛同いただけるような形の中で進めていきたいということで、教育委員会としましては、本年度に学校統合審議会を立ち上げまして、1年間、平成17年度いっぱいかけまして審議をいただくことになりました。既に審議委員の選任も終わりをまして、6月13日に第1回の会合を持つ予定になっております。

ちなみに、新委員の方々は、関係旧村6地区の代表の方6名、それから現在の小中学校7校のPTAの代表の方7名、そして、いわゆる学識経験者ということで教職経験者とか、あるいは社会教育の経験者の方々の中から4名、そして学校を代表して小学校代表1名、中学

校代表1名ということで、合計19名の委員の方を委嘱して審議に入る予定となっております。現在、そのような考え方で審議会を立ち上げ、審議を進めていくというふうなことでございます。

○副議長（石井福光君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 今、教育長の答弁の中で、統廃合ありきでなくて一応検討をするという言葉が入っておりました。これは適切な表現だとは思いますが、今、言われた19名の中で、確かに学識経験というのは校長経験者ですよね。校長経験者も入っていますよね。

〔「入っています」と言う人あり〕

○8番（漆田 修君） 実は、ある方からもそういう相談を受けまして、学校統廃合をおまへはどう思うんだよと。財政論で終始する一方で、本来の教育論そのものが置き去りにされているのではないかという、実はそういう意見もあることは事実であります。

私は昨年、県の教育シンポジウムというのに出ました。これは県教委の方の管理職の方、次長さんでしたよね。それと県の方は財政当局と県下の各市町村、私は賀茂郡の方から出たのですけれども、その中で、皆様に一つお話ししなければならないことがあるんです。それは何かといいますと、県教委の管理職の方がNPMという表現をされたんですよ。これはニュー・パブリック・マネジメントと言いまして、皆さんご承知のとおりですがね。

そこで、行政上の財政を最優先する一つの手法でありまして、私はちょっと奇異に思ったのですが、教育のシンポジウムに何でNPMが出るのだという考え方を実は持ったのです。本来、教育を論ずべき場所に、何で財政論を持ってこなければいけないかと、私は回路がおかしいのかもしれないけれども、そのものが一つちょっと奇異に思いました。

最終的には、シンポジウムの主催者がそれを総括したんですね。総括したのは、教育もしくは福祉というのは、行政事務の座標（マトリックス）とした場合、一番右側の最上段に来るべきものだと。それはX軸、Y軸をあれにとりますと、公共性でガイロの効果性であり、もう一つは福祉性とも言いますが、公共支援性ですね。その最上段に来るべき行政分野の教育もしくは福祉が、財政という一文字で果たして片づけられていいものかということなんですよ。そういう疑念は教育にかかわっている者、もしくはそういう意識のある者はすべて共通して持っていると思います。

ちょっと話が長くなりますが、教育長の答弁だと結構ですが、実は昭和62年以降の臨調の答申以来、一昨年の中教審の答申まで、実は教育行政そのものが大揺れに揺れているという

ことはご存じのとおりです。例えば一番右側に行ったポジションが一番左側に180度転換したということがございますね。それは平成2年から7、8年にかけて、実は「ゆとり教育」に転換しましょうということですね。従来の詰め込み主義からくる各種の弊害というのは非常にございまして、みずから生き抜く力と自立の力を子供たちにつけるために、「ゆとり教育」をするというように方向転換をされました。

一昨年の中教審の答申を受けまして、そこにはいろいろな問題はありましたよ。学力低下の問題もありました。最終的には、教育基本法の改正問題まで実は浮上するというような大きな問題に、教育界そのものになっていったわけですね。

そういう国の大きい動きの中で我が町を考えた場合、確かに複式学級が現に2校存在しております。これは、今回多分19名で議論されるであろう議論の的は、まず複式学級の解消をしたいということが根底にあると思うんです。教育長、特に私が気をつけてもらいたいのは、そういう委員の方が、1つの箱の中で議論をするとき、必ずその方向の中で、要するに土俵の中で議論をすると、どうしてもある方向へ行ってしまうということなんです。例えば、その中で全然違う土俵感を持った人間が果たしているかということなんです。それが一番大きな危惧感なんです。

ちなみに、賀茂郡のことを申し上げますと、賀茂郡では西伊豆町の三浦小と岩科小の問題ですね。河津町では河津西小、当町においては南崎小と南中小の問題がございます。これを複式学級がないような形で統合を考えた場合、まずここで40名の教職員が浮いてしまうわけです。これはあるところで調査しましたから覚えています、40人が要らなくなると。ところが代用教諭という制度がございますね。ですから、それについては5、6名のデリート部分だけで、それは事足りるであろうというような見解を示しております。静教組そのものも、それに対しては財政がそうであれば仕方がないというような見解を実は示しています。

特に問題は、地域教育協議会というものがございますね。これは学校協議会の代表者を含めて地域代表、それから保護者、PTA地域住民、教職員などが市民とのコンセンサス、合意形成とネットワークについて協議して、それを行政に諮問するという機関でありますけれどもね。そういったものが本来、地域教育協議会にそれを投げかけて、そして、そのメンバーも当然、先ほど教育長の言われた審議会に入って議論するという方向づけが本来望ましいのではないかと思うのです。それに対する教育長の見解を、あと二つ、三つ質問しますので、それについてまずひとつお答えいただきたいと思います。協議会もあわせて議論することは不可能でありますか。適切とは思いませんか。

○副議長（石井福光君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 基本的には、先ほど言いましたけれども、多くの町民の考え方というものを集約してこたえるのが大事であろうというふうなことで、まず第一に、選任する委員をどういう団体から推薦してもらうかということに随分配慮したつもりでございます。あわせて、審議会が開かれるたびに「審議会だより」というものをつくりまして、町民全戸に配布して、そしてその意見が審議会なり委員に反映されて、次の会合に移っていくというふうな形をとりまして、議員おっしゃっている地域協議会というような組織も大切かと思えますけれども、二重の構造になるものですから、そういう形の中で、広く町民の意見を反映させていくような配慮はしていくという形の中で対応してまいりたいと考えております。

○副議長（石井福光君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） この問題については2回目の質問というとらえ方をさせていただきたいのですが、実は教育長もご存じのとおり義務標準法という法律がございますね。これは基準法では1学級が40人以下、何でもこういうことを申し上げるかということ、実は、交付税算定のもとになる基準財政需要額の中の単位費用が、例えば1校当たり小学校2,100万円、中学校2,400万円とか、こういう単位費用がございます。それとの関係で、学校の教職員の人数が学級数によって、例えば何人まで置いていいですよ。あと管理職2人いいですよ。それから、事務職員1人とかと言って、1つの学校群としての、例えば人数の問題が、実は基礎定数、これは義務標準法に基づく定数であります、そういったものが実は確定されているわけがあります。

それが、こういう話をして、何でもおまえそんな話をするのかと思われるかもしれませんが、実は少人数学級と当町の抱えている複式学級は非常に密接に関連しております。ですから、こういう話をするのであります。その中で、平成16年に総額裁量制を導入しました。それから、もう一つは加配定数制ですね。この3つが実は大きな柱になっているわけです。

釜田教育長は昨年非常に努力されまして、賀茂郡の教育界でも非常に評価されておりますが、特例の加配を市町村単独措置でやっていただいた。その中で教育の均等化、もしくは教育環境の均等化ということ考えた場合に、教育均等ということは、特に皆さんが言われるのは教職員の人件費の問題ですね。今、人件費は国が2分の1、県が2分の1を負担して、これを補助金として差し上げますと。ところが、今回三位一体ではそれはなしにしまして交付税として出しますよと。そうすると、交付税というのは各都道府県ですから都道府県の貧

富の差がありますね。貧富の負の方の自治体としては、それは教育に使わなくてもいいわけです。別に使うわけですね。そうすると、貧富の差のばらつきのある自治体がどんどんふえていくわけですね。そうすると、教育の機会均等にそれが反するという事なんですよ。ですから、今、私の言っている、国庫負担制度との関係でお話ししましたけれども、そういうことに実はそれがオーソライズしていくわけです。

その複式学級を解消して統廃合するということを前提に、これは仮定の話をしたとした場合、教育環境の公平化ということから反するという事にはなりません。うなずいていらっしゃるから、具体的にはそうだと思いますが、仮にそれをした場合、ところが当町の予算上でいきますと、教育支援費という費用が逆にふえてくると思うんです。具体的なことを言います。それが通学バス、天神原から南中小を仮に統廃合して南中に持ってきた場合、通学費は当然ふえてきますね。そういった諸費用が教育支援費の増として予算上は上がってござるをえ得ないということなんですよ。

ですから、財政上天秤にとった場合、たとえばどっちがいいかということも当然議論しなければなりませんし、そういう極めて重要な大きい問題を抱えながら、審議会としては6月13日以降、議論の緒につくわけでありますから、担当、それを総括する方は教育長がなると思いますが、その辺を十分しんしゃくして議論を進めていただきたいということをあわせて申し上げたいと思います。

それから、あと一点、これは要望であります。学校評議員制度というものが、法律上、一昨年の中教審の答申以来、地域に開かれた拠点としての学校のあり方ということで、学校評議員制度というものができました。これは校長の推薦に基づいて、教育委員会が委嘱するという事になっておりますけれども、ただ現時点では、人選の方法や役割が明確になっていないという指摘がたくさんございます。

当町においては何を議論すればいいかということは、多分委員一人一人もわかっていないと思うんですよ。具体的に教育界の中では、品川区に大井西小学校というところがあります。非常に先鋭的ないろいろな指針を出して、評議員制度の中では飛び抜けた学校であるという指定を受けておりますが、その人選の方法とか役割についてはどういう見解を持っておりますか。ちょっとお話をください。

○副議長（石井福光君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 学校評議員制度につきましては、基本的には、新しい教育改革の流れの一つとしまして、地域に開かれた学校にしたいということで、地域の人々の考え方を学

校の中にどう取り入れていくのかとか、取り入れていかなければならないというふうな、そういう視点から設けられた制度でございます。大都市等ではいち早くという意味からもございますけれども、賀茂地区等は非常に取り入れがおくれていたわけです。自分のことを言うては申しわけないですが、賀茂郡としては、南伊豆町が一番最初にその制度を取り入れまして、既に実施3年目を迎えております。また、議員の方々にもご理解いただきまして、その方々の費用弁償も予算上認めていただきまして、7校に評議員制度をつくりまして3年目を経過しております。

ただ、これは学校協議会制度と違いまして、校長がその方々の一人一人から意見を聞いて、自分の学校運営に反映させていくという制度でございまして、会議を開いて、そこで衆議一決したことを校長にやらせるという、そういう強制力を持った制度ではないわけでございます。いわゆる校長が一人一人に意見を聞く、そういう制度として法律上決まっておるものですから、その選任についてはやはり校長が、できるだけ幅広い方から意見を伺えるように校長が選ぶと。それで教育委員会がそれを認めて任命するというような形になっているわけでございます。

ちなみに、南伊豆町では、各小学校に4名ずつ、中学校には5名ずつ。そして、その後は地区の代表の方とか、あるいは学識経験のある方とか、あるいは企業を経営されている方とか、できるだけ広範囲から選んでいただいて、そして学校長がその方々に学校の経営方針等をお話をして意見等を伺って参考にしていくと。こういうような制度で、実際にどういう成果があったかということ、私たちも逐一報告を受けておりますけれども、現時点で我が町の学校評議員制度は、校長さんや学校から非常に成果があるというふうに評価をされておりますので、私としてはこの制度を今のような形の中で継続発展させていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○副議長（石井福光君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ほとんど持ち時間がないのでありますが、鈴木町長にお願いしたいのは、非常に厳しい行財政の中で、町政を運営していくという厳しさがあるのは私も当然理解しておりますが、どうか先ほど言いました便益性と福祉性の高い教育であるとか、福祉というものを財政という名のもとに一刀両断に切り捨てるのではなくて、十分そこは関係者と議論して、より最適な方向をそこで選択して行政施策として反映してやっていただきたいと。それを要望しまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（石井福光君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○副議長（石井福光君） 休憩を解き、再開いたします。

◇ 保坂好明君

○副議長（石井福光君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可します。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、町長の政治信条についてとなっております。先ほども町長の所信表明並びに同僚議員の質問がございました。重複する点もありますけれども、簡略に質問をしていきたいと思っております。

まず、第1点に、鈴木町長は政治信条について町民参加を掲げております。その前提に、先ほどの同僚議員の質問にもありました。まず町民参加の前に、私も情報の共有というものがあろうというふうに理解するわけです。それでなければ、当然物事を進める上で、議会はもとより町民のコンセンサスを受けることはできないというふうに理解いたします。

ですから、今後情報公開も含めて、鈴木町長はどのようなプロセスで情報の共有並びに町民参加をしていくのか、進めていくのかをまずお伺いしたいと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

情報共有あるいは公開のプロセスということでございますけれども、現在、情報共有あるいは公開の手法として、いわゆる町の広報「みなみいず」、あるいは「お知らせ版」等があるわけです。先ほども申し上げましたけれども、やはり今の時代は、何と云っても、特に若

者を中心にインターネット等も普及してきておりますし、これによる情報の公開、さらにはまた、先般テレビの地上デジタル放送が開始されました。それから、先ほど私も申し上げましたけれども、できればテレビの町内放送ということも考えてはいきたいと思っております。

何としましても、これを進める上でやはり一番問題になるのは、公平性、守秘義務、こういったことには十分な配慮をしなければならないというふうに思っております。その上で行政と町民の皆さん、政策あるいはその他もろもろの計画等をお互いに共有、公開しながら進めていかなければならないかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 先ほど重複しまして同僚議員が質問しておりました。ケーブルですか、下賀茂もケーブルをやっているわけですけれども、当然南伊豆町の自治の向上ということを考えれば、この情報公開並びに情報の共有というのは、非常に私はウエートが大きい課題であるというふうに思っております。ですから、その熟度を深めるためにも、現在は町の広報、お知らせ版を通じて行うよということでもありますけれども、これから将来をにらむ中で、ぜひそういった町の、たとえば一つの家庭において、テレビでこの議会、さらには委員会の審議を含めて、皆さんが見られるような町の構築に努めていただきたいということを思うわけでございます。

そこで、町民参加ということからして、その中の一つに、ボランティア活動が私はあるのではないかというふうに理解するわけですけれども、この方々の活動の状況というのは町の方で把握されているのかどうか。もしあれば、その担当の課長からお話を伺いたいなというふうに思うわけですけれども、よろしく願いいたします。

○副議長（石井福光君） 産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君） お答えいたします。

ボランティア活動はそれぞれ団体活動でございます。私どもの所管の部分では、南伊豆町ボランティアガイド協会を昨年4月に発足しまして、商工会に事務所を、半日、毎日電話等を受けているということで、会員数17名で、それぞれの町の店舗あるいは地元情報の紹介等にご努力をいただいております。この活動も、かなり年間を通じて積極的な活動を進めておりまして、みなみの桜と菜の花祭り、あるいは天神原の山ツツジまつり、あるいはウォーキング等の説明とか、あるいは定住促進のガイド役等々でも活躍していただいております。

そのほか、こういった組織立った部分は教育委員会の方に、ハローボランティアですか、子供たちのグループの団体の組織があるかと思いますが、それはまた後ほど教育委員会の方からお答えいただきたいと思いますが、組織立った部分ではなくて、ボランティア組織の中で、個々のボランティアの中で、個々にボランティアを募集してまちづくりに努力して下さっている団体等も数件ございます。例えば桃源郷・里山づくりネットワークあるいは下賀茂の湯けむり街道ですとか、ふるさと街道等々ございまして、そういったボランティアグループ等も個々にございます。あるいは祭りのイベントに下賀茂の婦人会の団体とか、そういったグループも参加しております。

以上でございます。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） その実態というのは、かなりあれですか、課長、詳細に把握はしておりますか。

○副議長（石井福光君） 産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君） はっきり把握をしておるものは、ボランティアガイド協会のみでございます。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 今度は町長にお伺いしたいですけれども、このボランティア活動を、当然町民参加の位置づけとして、今後町としてはどのようなサポート体制をとっていくか。今の課長のご答弁ですと、組織立っているものについてはそれなりの状況を把握していると。ただし、本当に民間レベルで活動をしている方々、その実態を私はまず把握する必要があるなというふうに理解するわけです。現在その中でも、活動がある種、観光拠点的に発展しているものまでであるということからすれば、当然行政としてそれを受けて、協働という形でこれから伸ばしていかなければならないのではないかとというふうに理解するわけです。ご就任なさって早々こういう質問もなんでしょうけれども、一応こういう地域ですから、非常に皆さん努力され、それぞれ活動をされているものですから、そういう活動に対しての今後のサポートをどのように考えられるか、端的で結構です。お答えいただければと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉明君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのボランティアの関係につきましては、町内でさまざまなボランティア活動がなされております。これの実態をまず把握したいと思っております。そして、やはり何といても高齢化が進む中で、このボランティア活動もなかなか大変になってきているというふうに思っております。したがって、それらについては行政としてできる限りのかかわり合いを持ちながら、ともにその活動を育て協力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 町長にひとつご検討をいただきたいと思えます。今のご答弁をいただいて、私もそのとおりだなというふうに理解するわけですが、さらに、その活動グループと要は行政、町ですよ、それとグループ同士が情報交換とか、いろいろ活動の意見交換ができるような場をぜひつくっていただきたいなど。そうすることによって、当然横の連携等が生まれてきます。さらには、熟度の高いボランティア活動も当然生まれてくるであろうというふうに私は理解するわけで、そこをひとつご検討いただければというふうに思います。

次に、政治信条の2つ目。私はこの政治信条に関しては2点お伺いしたいと思うんですが、3つ目に町長が挙げられております「簡素で効率的な行政運営」についてお尋ねいたしますが、これからこの町が直面していく課題、対策を進めるに当たり、ますます高度な行政の質というものが私は求められるのではないかとこのように考えます。そこで、当然専門職員や施設の配置も検討しなければならないことではありますが、ただ単に国や県に頼るだけではない時代がきているということは明白であり、簡素で効率的な行政運営をしていかなければならないということは必要であります。

そこで、鈴木町長の姿勢として、改革の具体的目標とねらい、並びに構想と手順を強いリーダーシップのもとでいつときも早く明確にしていきたい。そして、着実に実行する体制を打ち出していきたいというふうな私は決意を求めたいと思うわけですが、町長のお考えはどのようなことか。先ほどの所信表明にも多少ありますけれども、もう一度お願いできませんでしょうか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 私、先ほど所信表明でも申し上げましたとおり、非常に厳しい財政事情のもと行政の課題が山積しております。やはり何といたっても安定したまちづくり、そして将来に町民が希望の持てるようなまちづくりを進めなければならないというふうに思いますし、我々行政に携わる者として、なお一層の取り組みをしなければならないというふうに思っております。今、保坂議員の申されたとおりでありますし、私もそのことについては、さらにさらに自覚しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 本当に厳しいかじ取りだと思います。この町をどのようにするかは、まさしく鈴木町長の手腕が問われる時でありますので、まず身をもって、町民の皆様に対してみずからその姿勢を示すとともに、今後の南伊豆町政を運営していただきたいというふうに思います。

この政治信条に関してはこの辺で終わらしまして、まちづくりについての質問に入らせていただきます。

まず、1点目にお尋ねいたしますが、次代を担う人づくりを進める当たり、少子化対策は避けることのできない重要な課題であると思います。安心して子供を育てることのできる環境づくり、整備が必要と思いますが、そこで担当課長に確認をまずさせていただきたい。安心して子供を育てることのできる環境整備の中で、親の共働きに対する支援策は現在どのようなことがされているのか。また逆言うと考え方でも結構です、ありましたらご答弁をいただきたいと思います。これは教育の方ですね、両方でお伺いできますか。

○副議長（石井福光君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高野 馨君） まず、共働きのご夫婦の子育て支援費のことですが、平成10年度からエンゼルプランを策定しながらいろいろな支援施策を行ってきました。昨年度、次世代育成行動計画というものを各市町村でつくって、これからの子育て支援に対する具体的な計画を立てております。現在、うちの方でこの計画に1年間をかけてやったのは、平成19年度から学童保育施策を展開していきたいということで、今それらの推進に向けて検討を加えているところです。これはもちろん教育委員会と連携していかなければなりませんので、そのような進め方をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（石井福光君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） 今、健康福祉課長から答弁がありましたけれども、いわゆる低学年

の子供たちですね、小学年生までぐらいだと思いますけれども、その子供たちが学校の終わった後どういうふうにご経過するかという問題で、以前から検討は重ねてきているわけですが、場所の問題とか、あるいはどのような人を配置するかとか、いろいろ課題がありまして、健康福祉課とも協議を重ねてきているわけですが。

教育委員会としては、場所の提供等は空き教室等を利用してできるのではないかとということで、その辺の検討も進めておりまして、健康福祉課の方とも検討を進める中で具体化をしていきたいと、このように考えております。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） ぜひとも、これは平成19年度から実施の見通しだということで私も非常に安心するわけですが。当然、子育て世代が一番願うことは、間違いなくこの学童保育の実施にあると。また、そういう声も非常に高いのであります。ぜひこの町にとって、次の質問にもかかわってきますけれども、定住促進を進める中においては、この学童保育がなされると、なされないでは、非常に大きく左右してくるなというふうに理解します。まず、平成19年度に向かって実施をしていただきたいというふうに思います。

では、先ほどの定住にかかわってきますけれども、現在、年間で約50名の割合で町内人口が減少している現象があると思いますが、それをとらえて、まず町の施策として、この人口減少を食い止めること、そういう施策はとられているのかどうか。この辺課長からお話をいただきたいなと思います。これは企画調整課長でよろしいです。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） 今のご質問ですが、施策ということですが、取り組みという形の中で経過報告を交えましてお答えいたします。

まず、静岡県、それから県の行政センター等と協力しまして、議員ご存じのように、先ほど町長の海中クリーン作戦の中にも説明がありましたNPO法人の通称伊豆未来塾等に協力いただきまして、「南伊豆で暮らしませんか」というような形の中で紹介の小冊子、それからセミナーを開いたという経過がございます。それにつきましては、参加人員がそのときには約20名前後で、県内者がたしか14名で、私どもが考えた県外者、東京とか横浜の方が多ければそれの方がいいなと思ったのですが、6名しか来なかったというのが事実であります。これは1泊2日という形で民宿に泊まっただけで、菜の花のおみつけだとか、東大樹芸研究所を見たとかというようないろいろな農業体験なり、それから、干物、ノリとかとい

うのをやったという経過がございます。

それから、もう一つは、本年の2月20日、総務省の主催、それから交通公社等の主催によりまして、東京商工会議所におきまして「田舎ステイを楽しもう」という、交流居住フェアプログラムという形の中で、これを1日開催しております。これは全国、北海道から沖縄までという形の中で、静岡県のブースを設けたという関係で、静岡県では南伊豆町だけが参加という形で、私は直接行かなかったのですが、係長が行きました。その中で、話をさせていただいたのが、マスコミ等でご存じのエッセイストの玉村豊男先生、かわべまゆみさんとか渡辺パコさんとかという人たちに講演をしていただいて、「田舎暮らしはすばらしいよ」というような形のお話をさせていただいております。

その中で、北海道とか、主に青森県とか岩手県、東北の県の方が比較的、静岡県よりはそういうものについては施策が進んでいるのかなという印象は受けております。そういうものを含めまして、首都圏のキー局でありますテレビ東京の方で、それを当日放映したというものを踏まえて、最近、議員ご存じのように、12チャンネルの中で南伊豆を紹介、いわゆる「10万円で田舎暮らしを」というような題の中で、こういうものの一環かなというようなことを感じているのですが、現在は支援局なのですが、行政センターの中では、窓口的なものの事業の進め方にしましょうというような話があったものですから、現時点では今お話ししたような形になります。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 経過説明はよくわかります。それで、今回私が質問したいのは、これにからめて町内に要は空き家が非常に多くなっているなということです。これについての実態というのはどうでしょうか。やはり先ほどの質問と一緒にすけれども、把握されているのかどうか。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） そういう空き家の実態というのは、現時点では把握をしておりません。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） それであれば、私がなぜこの質問をするかということなんですけれど

も、町内外の声ですね。町内にも当然あるんです。例えば1つの家庭の中で、子供たちも大きくなってそれぞれ離れ始める状況において、当然経済的な余裕があれば、家をすぐつくりましょうよという状況になるかもしれませんが、そうでない限りの場合には家をお借りしたいと。特に町内の場合アパートはそうないわけで、それをといたったときに、どうしても外へ出て行ってしまう傾向がある。見渡す限り空き家が多くなっていつている状況があるならば、それをお借りしたいという声がやはり現実にあるんですね。町内にもあります。

先ほどの定住化のいろいろの試みの中から、そういう声もあるんですが、現実にはほかの面でも、私も幾つかありましたけれども、空き家の実態がどのような状況なのか。私はそれをただ単に調べるのではなく、当然空き家がいいのか悪いのか、防犯上の観点からも一度調べる必要があるのではないかと。そのものをいろいろな事情の中で、もしお貸しいただけるのであれば、町がそこに行司役を果たして、しかるべき人にお貸しできるような体制が構築できないのかなと。当然契約等に関しては町内の専門の業者さんにやっていただければいいのですが、貸す方、借りる方、この安心というものはかるならば、そういったことも必要なのではないのかなと。

ですから、先ほど指導の中で窓口業務的というお話ですけれども、それであれば、ぜひそのような体制をとっていただきたい。ただし、私もよく理解することで質問をしますけれども、定住促進をただ単にやればいいのかという問題ではないと思います。当然その地域に入ってくればいろいろな習慣とかルールがあります。ですから、その辺の配慮をしながら進めていかなければならないということは私も十分熟慮しておりますので、その辺に気をつけながらぜひご検討をいただければなと思いますけれども、これは町長のお考えはいかがなものかお聞きしたいと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 空き家につきましては、最近特に町内にも多く見られるようになってきております。ただ、空き家というのは、今申されましたように、何をもって空き家とするのかということになるかと思えます。一時的に空いている空き家もありますし、ほとんど永久に住む見込みのない空き家もあります。そういったことからやらないと、なかなかこれが空き家だというふうにはならないと思うんです。その辺から検討をしながら、実態把握もできれば検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 課長の方から、もし何かあれば。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） 先ほどの2月20日の中で、北海道等の方たちもお見えになっておりましたが、その中では先進地ということになると思うんですが、空き家バンク等のものをとっておるといような形の公共団体も見受けられるものですから、町長が申し上げました実態を把握してということで前進ということになれば、そういうものを参考に検討していかなければならないと思います。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） ぜひお願いいたします。

では進めてまいりますけれども、最後の質問になります。ただ、これは少し内容を濃くしたいなというように思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、まちづくりの産業振興についてでございます。自然環境の保全、保護に配慮した住みよいまちづくりの推進と、恵まれた自然資源の有効活用と町の持つ魅力、価値を生かした観光地づくりを進めると町長は述べられております。これの具体的な思案がありましたら、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 当町はご存じのとおり、観光立町ということでありまして、古くからは石廊崎あるいは弓ヶ浜あるいは波勝崎等を3大拠点と言っておりますけれども、観光地があるわけです。その観光拠点、それからあとは、いわゆるイベントとして、最近では特にみなみの桜と菜の花祭りであるとか、あるいは先ほども行政報告で申し上げました長者ヶ原山ツツジまつり、こういったものもやはり恵まれた資源、自然を生かした観光地づくりの一環であるわけです。

それに、当町の場合はご承知のとおり、富士箱根伊豆国立公園あるいは西南海岸等の公的な地点に向けて、そして、これらを観光面でも、ある意味では内容というか出されてきているわけですが、こういったことを今後もさらに念頭に置きながら、まだまだ発掘されていない自然あるいは資源等もあるわけですので、これらを生かしながら進めてまいりたい

というふうに思っております。

そんな中たまたま、先ほど行政報告の中でも申し上げましたけれども、旧厚生省の例の跡地の問題が今あります。もう一つは、これは民地ですけれども、手石の新伊豆ホテルの跡地、こういったいわゆる観光地の中で、当町が観光地として今いろいろ振興策を練っている中で有効利用できるのではないかという箇所があるわけです。これらについても、今あります検討委員会、あるいは私自身がやってまいりました例の議会のまちづくり特別委員会、こういった関係各団体、委員会等の皆さんのご意見をいただきながら、さらにさらに観光面で生かされるような、有効利用ができるような方策の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） そこで、今回はお手元にお配りしてあると思うのですが、これは平成15年12月にご提案を申し上げたものでございます。そこに書いてあるとおり、内容は述べてありますので、はしよらせていただきますが、この構想は、町全体に点在する観光拠点の重複機能を避け、それぞれの役割を明確に格付すると同時に連携、協調を図りながら機能的に結ぶという概念でございます。

さらには、点と点、点が線になり線を面構成としてとらえるならば、無限の循環をつくり出して、観光に訪れる人々が変化に富んだ機能を五感を通じて堪能できるということで述べております。特にこの中の、白黒で印刷してありますからわからないと思うのですが、大きな丸印、これがこのパネルの赤い丸になるのですが、町内のジャングルパークの跡地ですね。それから、先ほど町長が述べられました伊豆薬用植物試験場跡地、それから手石の明泉学園の跡地と、天神原の山つつじ公園という4拠点、これが非常に重要なものであると私も理解するところでございますけれども、当然そこには関連周辺施設との密接な関係があるわけです。

ですから、それぞれを単独で計画するのではなく、このように観光拠点を一体的に計画して進めていくことが重要ではないのかなということを思います。重ねて町民の皆さんにとって有効な拠点でなければならないというふうに思うわけでございます。さらに、常々、私は産業の活性なくしてまちづくりはあり得ないという思いをはせております。

そこで新町長に、だれが見てもわかりやすく、また観光立町を唱えておりますので、その

観光立町南伊豆に恥じないビジョンと進む方向を定めていただきたいなというふうに思うわけでございます。るる述べますけれども、その提案から町長の思うところを簡単に結構でございます、何かありましたらご答弁いただきたいと思いますと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

当町はご存じのとおり、第4次南伊豆町総合計画、そして過疎地域自立促進計画、これに基づいてあらゆる事業を展開しております。そして、3年ごとのローリングを行いながら、これに基づく実施計画が進められておるわけですが、今後財政事情等をいろいろ勘案しながら、先ほど申し上げましたように、国や県の動向を見きわめながら、これらの計画の中で検討協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） では、もう一つだけ伺いをしていきたいと思います。

町長が言われる、恵まれた自然資源の有効活用と町の持つ魅力、価値を生かした観光地づくり、このように述べておるわけでございます。この南伊豆町の自然資源を生かして、町民の皆さんも参加できて、産業が活性化する核となる事業として、町の魅力である自然環境と、ふだんから町民の皆さんを初め来町する方々も当然関心の高い「健康」というものをテーマとした場合に、どのようなことが考えられるのか。

私自身、特に高齢化社会ということを言われておりますので、老いを防ぐということから、「若返りの里構想」なるものを新しい観光の姿として描いてみたらいかがなものなのかと。特に現在、静岡県がファルマバレー構想を進めております。それと同時に、当町においては、知事から大変ご支援をいただき、国立湊病院から共立湊病院に移譲していただく際お骨折りをいただいた病院もでございます。これらを有する我が町においては、先ほど述べたように、資源を生かすならば私はそういう視点も必要ではないのかなというふうにとらえるわけでございます。

そして、その拠点、中核地としまして、町長の所信表明でありました薬用試験場跡地、これが私は適地ではないのかなと。現在、地産地消と交流の拠点として、直売所の「湯の花」がまずまずいい成績でもってスタートをしているということからすれば、あの場所において、

当然そこにはまだ良質な温泉と、それから裏手には桜並木がある青野川、いやしの空間があると。そういうものを1つにまとめて、それから、あそこに老いを防ぐための滞在メニュー等、健美の診断をするための健康センター、こういう機能を空いている施設に持たせることによって、国内にはまず珍しい、高加齢医学の見地からも注目されるような中長期的な滞在の新しい観光が発すると、私は思うわけでございますけれども、まず、こういった施策において、ここまでの通告はしておりませんので、今答えてくれと言ってもなかなか難しいかもしれませんけれども、産業観光課長にちょっとご意見だけいただきたいなと思います。

○副議長（石井福光君） 産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君） 突然のご指名でとまどっていますけれども、自然資源を生かした観光まちづくりという点は、当然当町が海、山あるいは温泉ということで非常に大切だと思います。保坂議員のおっしゃっている部分は高加齢対策的なもの、そういったものは当然温泉を利用した施設を、あるいは他の施設と連携をしてというようなお考えかと思います。下賀茂温泉は湯量が大変豊富で今70本ぐらいの源泉を使っているわけですがけれども、それに薬用試験場跡地も温度86度の温泉が出ており、その緊急活用としても足湯の部分がございすけれども、今後、当町の全体計画の中には、温泉活用ということも参考にしながら検討していきたいと思っております。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） 町の中を見まして、確かに桜まつり以降ゴールデンウィークを過ぎると、このように大分観光産業は疲弊すると。先ほども述べましたけれども、観光立町南伊豆として、その姿がいいのかということは当然、私は疑問に思うわけでございます。ただし、それぞれが、それぞれの立場で物を考えるのではなく、私は全体でやはり物をとらえる必要があろうというふうに思います。今、私が述べた構想というものがいい、悪いという視点ではなく、ぜひ今、疲弊している観光業、南伊豆町内の経済を数パーセントでも向上させるような施策の構築というのを、皆さんが一丸となって早く打ち出していきたい。

先ほども町長が述べましたが、役場内にも検討委員会もある。また当然、議会にもまちづくり特別委員会も進行中でございます。私もその一人の委員として、その辺を述べていきたいというふうには思うわけでございますけれども、最後に町長、私も先ほど出しゃばった言い方かもしれませんが、産業の活性なくしてまちづくりはあり得ないというふうに理解しております。そういった観点から、今疲弊している産業、特に観光ですね、これをどのよう

な形で進めていったらいいのか。ディテールなお話でなく総体論でも結構です。またご決意でも結構ですので述べていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 非常に難しい質問ですけれども、私、何度も申し上げておりますように、当町は第3次産業である観光サービス業が約7割を占めているということを考えますと、やはり観光立町であるし、今後も政策の中ではこれを中心にして町の活性化を図っていかねばならないという認識は持っております。そして、これらと第1次、第2次が有機的な連携のもとに町の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

○1番（保坂好明君） ぜひいつときも早く、その方向性を町民の皆様に示していただくようお願いを申し上げます、ちょっと早いです私私の一般質問を終わります。

○副議長（石井福光君） 保坂好明君の質問を終わります。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○副議長（石井福光君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず、先月15日に町長選挙が行われて新しい鈴木町長の体制が誕生しました。この間、3週間余りですか、町内からは町が落ちついてよかったという声がたくさん寄せられております。同時に、選挙の結果、僅差で鈴木町政が誕生した、こういう現状があります。これは、私はこの2年余に及ぶ合併問題、そして自治体の財政のあり方、そして双方の問題のとらえ方、正確な認識、もとより認識の前に正確な事実が十分に有権者、町民の中にまだまだ伝わり切れていなかった。そういうことも反映したものであるというふうに思います。

町民が事実をもって事態を認識する、それには包み隠さずの事実の公表が必要であります。そうしたことは新聞報道をとってみても、事実によりも解釈のみで住民に正確な判断をする

余地がなかったというふうには言わざるを得ません。私はこうした結果を踏まえて、この落ちついた中で一步、一步階段を上るように、住民の皆さんに真実を包み隠さず伝えて、そして町政運営、町の発展を担ってほしいと思うと同時に、私自身もそうした思いで、議会も住民の皆さんからの多くの批判を受けて、それを真摯に受けとめ、こたえてきたつもりですが、まだまだ十分に伝わり切れているとは思っておりません。そうしたことを踏まえながら、本当に一步、一步階段を上る決意で、町の発展に貢献していきたいという決意を、この場で述べさせていただきたいと思います。

さて、質問の内容は、新町長、新体制になってからの全体的な考え方、そして焦眉の課題もあるわけであります。この2年半余の合併問題で明け暮れた中で、本当に積み上げなければならないことが置き去りにされてきたと。こうした中での焦眉の課題もあるわけで、その認識を新町長に問うていきたいと思います。

最初の自律のまちづくりの取り組みについてであります。

町長は行政報告、そしてこの間の答弁でも、私の最初の町民参加の町政をどのように進めていこうとしているのかという点で、さまざまな階層、町民、団体、そして議会、この意見調整をしながら進めていくというふうに答えられました。私ももちろんもっともだというふうに思いますが、それからさらに突っ込んだ点であります、いわゆる町民の参加がまさに町をつくっていくこと、行政の執行のさまざまな点で町民の声を聞く、あるいは町民が参加して実際に担っている面もありながら、実際には、まだまだ行政機構が物事を進めている。企画立案、そして執行まで、これが町民に十分に伝わらないで進められている。それがこの間のことであります。

こうしたことについては、議会でももちろん議論をしてきたことではありますが、この場そのものがテレビの放映で、一部下賀茂共聴テレビでは公開をされていますが、多くの町民にとっては、いわゆる閉ざされた場所であって、傍聴に来られる方を除いては、その実態をつぶさにわかる、あるいは執行の過程までこれがわかるということは、ほとんどこれまではなかったわけであります。

私は、すべてということは無理にしても、行政の執行過程の中で町民参加を進めていく。まちづくり委員会でも行政運営に対する意見要望を聞くというだけではなくて、計画の過程から町民の参加を進めること。また、これは最近も町民から電話をもらいましたが、事実を伝えてもらっても実行した後での事実の報告、これではなくて、やはり事が始まる前から意見をもっと広範に聞いてほしいという声がありました。この点で町長の立ち入った見解があ

れば、答えていただければというふうに思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問ですが、いわゆる計画策定、あるいはその他もろもろの結果が出る前での住民参加ということですが、やはりこれは、先ほど私が申し上げましたように、例えば守秘義務であるとか、あるいは公平性の問題、それぞれその問題によってやはりあると思います。ですから、すべてがそういうことにはいかないと思いますし、ですがやはり今、横嶋議員が言われたように町民がある程度というか、可能な限り参加できるようなプロセスは可能にしたいとは思っております。ですから、すべてが一律にどこからどこまでという物差しではなかなか申し上げられないということをご理解いただきたいと思います。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 確かに行政執行の中では守秘義務等々は大事な観点だと思います。

町民がかかわれる、特にまちづくりのハード面、もちろんソフト面の大柱ですね。そうしたことを考えて決めていくと。これまでは審議会等々で、むしろ団体の代表が形式的に出るとい形ですね。これが団体もすべてその構成員が出ることはできませんけれども、出るに際しても、いわゆる事前のある程度の情報提供で。その団体の中でも議論ができる、そうした余裕ですね。こうしたことを含めて考える。一般の住民の皆さんも、町民の皆さんも参画できるプロセスですね。これは、もちろん予算の策定の問題、こうしたことにもいずれは意見を聞いていくと。単に団体だけではなくて、個人でも意欲ある、意識あるところを公募するなりして、意見を聞いていくということが必要だと思うのですが、ぜひこうした点に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

町民参加を進めていく上で、今の話とも内容がダブっているわけですが、守秘義務と、いわゆる出せる、出せないというのはありますけれども、情報を共有するというんですか、町民が参加する、いろいろな会合だ何だ出ているにしても、いわゆる広く町民一般の中にある程度の情報が伝達されていくという中で物事が進められると。その程度の差というのはなかなか難しいわけですが、1つは、こうした議会の中身、議会そのものもこの間は情報が出されていたかという、一番町が存続するかどうかという問題、町財政と合併の問題の中では情報が本当に正確に出されていたかという、それ自身に非常に疑問が残る状態であ

ったわけです。

そうした点で、議会はもとより住民に対して、あらゆる形で情報をまちづくり——まちづくりってハード、ソフト面がありますね。それを提供していくということが求められると思うのですが、まず最初にその点で、具体的にどのことをどうしろということではないのですが、これはまちづくり委員会でも検討している中身で、提言はことしの末までに何とか頑張りたいということであるのですが、その仕組みをつくっていく必要があるというふうに思うんです。どういう情報をどのように包み隠さずとは言いながらもやっていくのか。

例えて言えば、いろいろ審議会とか会合がこれまでもありますよね。ところが、会議の当日に資料を渡される。あるいはある程度の幅があっても、本当にそれを、例えば審議会でもこれまでも代表者が参加しているけれども、よくて1週間前、悪いと当日にその資料が配られて会合をする。団体の中でも事前の意見の集約等ができない状態で会議に臨むと。そうすると、当座、場当たり的と言っては悪いのだけれども、仕組みとすれば意見を聞いたという形であるけれども、実際にはその団体の代表を担うという意見の構成にはなっていないことが多々あると。

そうしたことを、行政の中で構成して物事を形にしていくと。冊子にするのか何か計画にするのだけれども、ですからいろいろな計画が、下手すると議会の中にもそのプロセスが見えない。この間、男女共同参画社会あるいは次世代育成計画、団体や代表が出ているのだけれども、それぞれの団体や、あるいは代表者を構成するところにそれが伝わらない。もちろん議会にもそれが伝わっていないのがこれまでの現状なんですね。こうしたところを、ぜひあらゆる形を通して公開を、事前、事後も含めてして共有をできるようにいただきたいというふうに思うのですが、その点どのように考えますか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの各審議会であるとか委員会等に事前の資料配付、こういったことをいろいろ言われたわけですがけれども、全部が全部ではなくて、中にはとっている委員会等もちろんあるわけですし、これは町当局、いわゆる情報を提供する側、そしてされる側それぞれの認識と、それぞれのケース・バイ・ケースもありますし、もちろん相当期間を要するもの、あるいは当然当日になれば配付できないといった事務事業もありますし、そこらをよく勘案しながら、今のご意見を尊重してまいりたいというふうに思います。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） ぜひ、いろいろ精査しながらも、いわゆるプロセスの出発点から住民、もちろん議会もそうですけれども提案をいただいて、その意見が、いわゆる町民自身が町をつくっていくのだというふうな認識になれるように進めていただければというふうに思います。

もう一つ、情報の共有のプロセスの問題では、先ほど言いましたように、一番集中して町の問題をあらゆる面で議論をするのが議会の場です。本会議はもとより委員会の中でも出てくるわけですが、ここで先ほども出たCATVの問題なんです、これはケーブルテレビですね。これは簡単にいく問題ではないし、それは財政的な問題、それとこの間の技術革新の中で、ケーブルテレビとデジタル放送と、それとケーブルテレビでのインターネット導入ですか。さまざまな方式や試行錯誤の段階もありますし、総務省が昨年11月に出しているケーブルテレビの現状という報告も、やはり取り組んでいるところの今後の課題も出されています。もちろん事業をやる上での補助の問題も出ておりますし、南伊豆町の場合は、町の面積と集落の散在性、それと地形的な問題で非常に困難が予想されると思うんです。

しかしながら、ケーブルテレビの重要性というのは、最初に情報が町民にどのように伝わるかという点での私なりの見解であったんですが、中央の問題、一般の4大紙やテレビで日常家庭に入ってくる。ところが身近な足元の課題というのはこれが見えない。人に聞くか、あるいは町の広報と議会だより、それに付随したものでしかわからない。事実で、いろいろあったことの解釈ではなくて、一般の新聞なんかは見たことの解釈が載っている。事実がどうであるかということ、それで町民の皆さんに判断してもらおう。こういうプロセスがどうしても必要であるし、ましてや都会と違って高齢者が多い地域だからこそ、お茶の間で議会、行政の実態、地元の実情がよくわかるということが求められていると思うし、この間の2年余の合併問題でいろいろな議論がされた中でも、町民の皆さんは、傍聴に来ている方はもちろんのこと、そうでない人も議会の内容、行政のあり方、一挙手一投足まで知りたい、そういう思いがたくさんあります。

そういう点では、さまざまな課題がありながらもケーブルテレビ、いずれ実際にデジタル対応しているところがありますし、問題はこういうのを普及する上で、町長も取り組んでいきたいということを述べられていましたが、長期的な計画と、国がもっと自治体に対して、南伊豆町は過疎地域指定があるもので、そうした事業の採択というもの考えられると思うん

ですが、やはり国の補助基準をもっと増すような、そういう取り組みも含めた対応、それと町内だけではなくて広域連携をしてやっている、そういう実例もありますので、そうした対応を求めたいと思いますが、その点、内容も含めてお答えしていただければと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまのご質問ですが、横嶋議員も申されましたように、当町は非常に地形的なこともありまして、いわゆるテレビ等、ほかの通信、携帯電話等もそうですけれども、情報伝達が非常に難しい地域であります。したがって、これを解消するには相当な経費がかかるということをお考えますと、私も先ほど申し上げましたように、なかなか難しい課題だなというふうに思っております。しかしやはり、情報化の時代を迎えて、これからは何としても取り組んでいかないと、取り残されていくのではないかという思いもしておりますので、今申し上げましたように、国等のそういった中でも何かしら補助みたいな制度があれば、これらをまたよく調査した上で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） このCATVは単なる一事業というだけではなくて、今日本全体がバブル以降、長期の不景気で税収が大幅に減っていると。国自体も運営方法を政府自身はどういうふうにしていくかという点では、相当な試行錯誤を経なければいけないし、またそれが今、分岐点だというふうに思うんです。この後の旧厚生省の跡地対策でも述べようと思いましたが、衣食住の根本に、いわゆる人間の生活にかかわる根本の生産を外国に頼っていて、日本が大変だという状況が、これは長く続かないというふうに思うんです。

それが一路、30年、50年前に単純に戻れるのかということもそうでもない。そういう中で、培ってきた技術革新で情報手段を共有することで、私はまちづくりの点でも述べましたが、これはこの間の産業振興の中でも、いわゆる半島過疎地あるいは山村過疎地、こうした中の町村がデジタル対応、共有をすることによって、町内や自治体の中だけではなくて、これを知ることがもちろん私は大前提だと思うんです。それが対外的にも日本の予算、そして地域間交流を進めていくことになると思うので、長期的な展望と政府に対する制度措置を自治体の長として、陳情を含めて進めながら計画を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

自律の町の3番目ですが、現在の町財政についての認識、行財政運営に対する取り組みをどのように考えているかであります。この間の2年余の合併の問題が、町の財政がやっていけないから合併だと。端的に言えば、その論理でこれがやられてきたと。実態はどうかというと、確かに税収が減って9億弱になっていますが、この現状は1986年の水準、バブル経済が始まる前の段階ですね。

日本は不幸にもバブル経済で、日本の産業構造から国民の気持ちまでもが変わったというふうに言われますが、こうした中で民間ではさまざま痛みと叫ばれていたのか、リストラも含めたことがやられました。これが実際に自治体の、あるいは行政運営の中で敏感にとらえられないできて、旧態依然の行政運営がされてきたと。しかも、この町にとっては平成11年に前町長が誕生して、その2年後の平成13年から交付税算定割れが始まって、基準財政需要額の見直しが行われてきたにもかかわらず、旧態依然とした——旧態より悪い、いわゆる財政調整基金を大幅に崩す、こういうことがやられてきたと。それで、一方で合併が推進されてきたと。

町長が行政報告でも述べられましたように、住民投票の結果、さまざまなプロセスを経て今の体制ができたわけですが、現状をどのように見て運営をされていくのか。この点では町民に対しても、現状に対する正確な認識、それと同時に不安を払拭してまちづくりに進んでいこうと。そうした呼びかけが求められるのではないかと思います、その点お答えしていただければと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 町財政の認識と取り組みということでございますが、まず認識について申し上げます。

本町の財政は国、県からの依存財源が非常に大きなウエートを占めておるわけでございます。そして、国の三位一体改革に伴う国庫補助負担金の減額、先行き不透明な交付税制度など、昨年度に引き続き厳しい財政状況には変わりはなく財源の確保は大変厳しい状況にあります。

また、自主財源であります町税ですが、景気回復の波は本町まで及ばず、税法改正があっても、歳入の増分はわずかで大幅な伸びが見込まれず、各種料金等も含めより一層の町税徴収に努める必要があります。

一方、歳出では年々増加の一途をたどる扶助費、そして医療費に要する経費、公債費及び

人件費などの義務的経費や第4次南伊豆町総合計画、過疎地域自立促進計画等に基づく基盤整備などの財政需要に極端な減少は見込めないことから、より一層の効率的行政運営に努めることにより、町民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題であると認識をしております。

次に、取り組みでありますけれども、このような状況の中で、平成16年度会計も5月31日をもって出納整理期間が終了し、会計を閉鎖したわけでございますが、一般会計決算の現在の大枠での見込みといたしまして、歳入総額約48億200万円、これは前年度比9億5,000万円の減であります。それから、歳出総額が45億7,900万円、同じく9億200万円の減であります。繰越明許費に係る翌年度繰越財源の約6,000万円を差し引いた約1億6,300万円は、平成17年度予算への純繰越金となる見込みであります。

また、財政調整基金からの繰入金につきましても、当初予算額では3億1,700万円を予定しておりましたが、翌年度繰越金を減額したこと等により、2,000万円の繰り入れで対応する見込みであります。

これによりまして、平成16年度末の財政調整基金の残高は約4億2,500万円、平成16年最終予算時見込み1億8,900万円の残高ですので、2億3,600万円の増という現在の規模になります。ほぼ前年度並みに基金を残せたのも、ひとえに町議会行財政改革特別委員会の改革に対するご提言、及び町行政改革推進本部の検討項目を年度中途ながら反映させたことにより、旅費規定の見直し、管理職手当、議員報酬の削減、職員への経費節減意識の徹底等を行った結果のあらわれと考えております。

しかしながら、冒頭でも申し上げましたとおり、当町を取り巻く状況は決して楽観視できるものではございません。平成16年11月に「財政見通し」をお示ししましたが、本年も6月末に作成する平成16年度一般会計の決算統計等を参考に財政見通しを改定する予定ですが、国県の依存財源に頼る当町では、国の施策一つで財政状況が大きく左右されますので、今後の見通しを立てることも非常に困難なことであります。このような先行きの見えない時期ではありますが、今後の行財政運営に対する取り組みについてここでお答えをいたします。

近年、国から地方へという流れの中で、地方分権の進展がさらに加速しつつあり、本町においても、自立と自己責任の視点に立ち行財政運営に取り組む必要があります。私は、本年度を実質的な行財政改革元年と位置づけ、総務省が本年3月31日に示しました地方公共団体における行財政改革のための新たな指針に沿い、行政改革大綱の見直し、策定を基本に、職員の定員適正化計

画や人材育成計画の策定、指定管理者制度による民間委託の推進、組織体制、事務事業のさらなる見直し、並びに行政と町民の役割を明確にした中で、協働による町民参加のまちづくり等の行財政改革を推進する所存であります。

なかには、町民の皆様痛みを伴う改革をお願いする場合も考えられますけれども、説明責任を十分果たし、ご理解をいただきながら、事業の重点化等による簡素で効率的な行財政運営を図る所存でありますので、どうかご理解をいただき、ご支援をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） るる説明していただいた中で、最後に町民に対する説明責任を果たしていくということを言われました。非常に重要なことでありまして、行政報告で「入りを量りて出ざるを制す」とありましたが、住民の生活は不況の中で実際にそうした体験をしております。まして行政がその立場に立って、住民に正確な事実と実態を知らせて一緒になって取り組んでいくこと、これを切に求めたいと思います。

この間の合併の問題で、合併したら自治体財政がよくなったかという、実際に伊豆市の例を見ても、自治体単独の財政の状況というのは、やはり不況が克服されているわけではないので、これがよくなっている兆候というのではない。まさに税収に見合った運営の体制を、住民と一体になって検討していく。それでまちづくりに取り組む姿勢が求められているということだと思います。

○副議長（石井福光君） 横嶋君の質問の途中ですが、もう一つ続ける……。

○12番（横嶋隆二君） もう一つやらせて。

○副議長（石井福光君） では、もう一つ。

○12番（横嶋隆二君） もう一つ、12時まででね。

旧厚生省の跡地の対策なんですけど、ここは3つ項目を設けて、旧厚生省跡地という名前を使って久しくなるのですが、この跡地の名称を、鈴木新町長のもとで公募も含めて新しい名称に命名して町の発展の起点にしたらどうかと。行政報告では、あの場の一角でやっている「湯の花」の内容が報告されました。農業振興会がいつまでもあけておくのではなくて、貸してくれというところから始めて、生産者が今までも、いわゆる市場というか、市場出荷ができない人たちも休耕地を開墾して耕作をしてやるというほどの意欲が出ていると。これは

役場の若手の職員と、たまたまイノシシ対策のイノシシのおりを組んでいるときに話をしましたら、本当にお年寄りが元気になっていると。そこに健康福祉課から異動してきた職員が、こういうことを続けていくと、いわゆる医療費の軽減にもつながることができるのではないかと。まさしく、それが議会の中で議論してきたこととも同じであって、町長は旧施設の利用できる場所を保健福祉センター、いわゆる健診センターですね、こうしたことを検討することも考えられているようですが、私は今の「湯の花」の経験というのは、これは全国の過疎あるいは農山村のほとんどの地方ですね。

例えば、私が2年前の議会でも紹介させてもらった高知県の東の馬路村という人口1,200人ぐらいの村、これがユズの生産で特異な成績を上げて、今は売り上げが加工生産品も含めて29億。あるいは愛媛県の内子町の直売所の「からり」、これがやはり直売所から発展して、食堂あるいは生産施設、加工施設に発展していると。ついこの間は、東伊豆の商工会の招きで来た群馬県の神流農協。神流農協は首都圏に近いところですが、いわゆる地域の生産を活発にすることで、その地域の活性化を図っていくと。全国の農村部あるいは山村部で、元気でやっているところは地域の生産を上げていくと。そこでお金も稼げるし、体も元気になっていくと。そうした生産があるところに、ここは風光明媚なところもあって観光も相乗効果を上げられるというふうに思うんです。

そうした拠点としてのあそこの跡地というか、これがなり得る可能性が、「湯の花」の開店を機にこの間の経過からも出てきたと。その名前から含めて保健福祉センター、そして発展のために町ができること、あるいは住民から意見を聞いて発展を進めていきたいというふうに思いますが、町長の見解をお答えしていただければと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

あそこは旧厚生省跡地ということで今言われておりまして、確かに命名をして何とかイメージアップを図りたいという考えは私自身にもあります。ただ、あそこは今、ご承知のように、農産物等の直売所「湯の花」がありまして、これが高齢者対策あるいは地産地消ということで非常に好評を博しております。これを何とか将来的に、あそこへさらなる施設充実を図っていきたいという考えも持っておりますし、それともう一つは足湯、これも行政報告で申し上げましたけれども足湯の計画もございます。

ですから、そういったことを考え合わせて、あそこを複合的に、非常に利便性がよい土地

ですので、活用していきたいという考えを持っておりますので、それらのある程度構想がまとまってきた段階で、これを町民から公募でやるのか、あるいは命名についてはまた検討してまいりたいと思いますけれども、いずれにしても、まだ計画が個々ですので、それらを見きわめながら今後考えていきたいと思っております。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 就任して一月弱ということで、また助役もない中で、目が回るような状態の中で、落ちついていろいろ考えるにはまだ時間が必要かというふうに思いますが、この問題は、町の発展の起点になることであると思っておりますので、今までも計画はあったようですが、住民の皆さんの意見をいろいろな形で聞くプロセスを経てぜひ進めていただきたい。ここで1回切って……。

○副議長（石井福光君） 横嶋君の質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○副議長（石井福光君） 休憩を解き、再開いたします。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、一般質問の続きを行います。

3番目に、医療福祉の充実とまちづくりについてであります。

この問題は、焦眉の課題として、共立湊病院の運営の問題を取り上げました。共立湊病院は、平成9年10月1日に国立病院から移譲を受けて運営が始められてきました。この間、私も共立湊病院の議会に2年前から出ているわけですが、おとしの9月から、新しい病院、老朽化している病院の建設検討ということで委員会がつくられています。この間の議論は、

その中で現在地や、同時に移転案という議論が持ち出されてきました。つい最近、3月付で自治体病院施設センターに委託をしていた、いわゆるコンサルタントの基本構想策定報告が出ました。

私は、このコンサルタントの報告に関しては、もうちょっと後に概略を出しますけれども、共立湊病院に対しての南伊豆町長としての認識、位置づけをぜひお答えしていただきたい。というのは、共立湊病院組合議会の管理者であるという立場にありながらも、南伊豆町長が半島先端に位置する住民の医療、福祉、健康面でどのような認識、役割を果たしていくか。事務組合で構成している関係上、ほかの自治体の声を全く無視することはもちろんできません。しかし、共立湊病院が前身の国立病院、はたまた海軍病院からの時代を含めれば、国立病院としては半世紀近くこの地域の医療、健康を担ってきたと。半島先端で唯一の公立病院だということの役割ですね。こうした点を踏まえた対応が求められるし、現在出されたコンサルタントの案で言うと、大ざっぱな事業費に関しては、現在地の新設案だと約76億、移転して新築をした場合には、用地取得費の約11億を含めて98億ですね。100億近い。それには造成工事や取り付け道路等のインフラ整備は含まないと。移転した場合には百数十億かかる、こういうことがコンサルタント案として出たと。

この間、移転新築の意見の問題では、いわゆる病院の存在、あるいは利用価値がアクセスによって決まるという議論が、この間も病院議会の中でも出されて、検討委員会の中でも出されてきたようですが、私は忘れてならないのは、コンサルタントが過去の議論の中で、問題は医者次第だと。医療の問題で言えば、南伊豆町も順天堂までのバスを利用して朝早くから行く人がいると。医療の質、内容がよければ、どんな遠いところにも行くというのが、この間、全国どこでも事例があります。

そうした点では、1つは、事業費との対費用関係で言えば、自治体の今日置かれている財政の状況、そしてもう一つは、病院の発展あるいは医療の問題、内容で言えば、いわゆる医療の質を向上させていく、そのことによってこそ病院の発展と半島先端の住民の医療、健康、そして予防医療が進むのではないか。そのように思いますが、町長はこのコンサルタント案については目を通されていると思いますが、現状どのようなスタンスで今後臨んでいかれるのか、その点を答えていただきたいと思います。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

共立湊病院ですけれども、この病院の過去の歴史を考えますと、今、横嶋議員が述べられましたとおり、かつては海軍病院、そして国立湊病院として、そして現在の共立湊病院、こういう歴史があるわけです。何と言っても、やはり伊豆南部の唯一の公的病院であります。そして中核をなしているということでもあります。

今までもそうですけれども、この病院の総合病院化であるとか、あるいは産婦人科等の科目の増設、なお一層の整備充実については、今までも何回となく関係方面にも働きかけ進めてまいったところがございますけれども、たまたま今回、病院のいわゆる35年にわたって、そして老朽化が進み、耐震性の問題等々で、これに対する報告書が出されたということがございます。しかし、町といたしましては、やはり現在地において診療の効率化、そして病床を有効活用することによって、医師の増員、それから診療科の増加、さらには2次救急医療の強化を図り、圏域住民に信頼される病院を目指して努力していく所存であります。

たまたま私管理者の立場でございますけれども、地元ということ、先般のこの報告書につきましては、まだ内容の審議までは入っておりません。いわゆる報告がなされたという段階と私はとらえております。したがって、今後もちろん報告に基づき、また管理者としても、関係市あるいは町と検討することになろうかと思っておりますけれども、地元としては先ほど申し上げましたような考え方で進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 明快な答弁をいただいて力強い限りですが、私も歴史的な問題、そして役割からいっても、現在地でこの病院を充実発展させていくという点を住民の代表の議員として取り組んでいきたい。その点でつけ加えて言えば、組合運営とはいえ南伊豆町が該当地で、過疎自治体ということですね。老朽化していて建てかえはいずれしなければならないという点で言っても、過疎地域指定がある場所に置かれるかどうかということは極めて重要なポイントにもなると思うんです。これはひいては、構成市町村の財政にも寄与することであって、そうした点を踏まえて、一層の診療充実と、その対応を求めていきたい。同時に、移転ではなく現在地で考えるにしても、老朽化と耐震性の問題から言えば、いずれは建てかえる計画をしなければいけないと。その点で②の内容で委託契約の問題に入ります。

共立湊病院、大幅な赤字があったと言われた国立病院から移譲を受けて、その温情の措置で委託契約が自治体に非常に不利な形になっていると。企業会計でありながら、減価償却も

持たせないで丸投げでやられていたと。前回の委託契約の時点で一部分、約5,000万円が組合に負担を、地域医療振興協会から負担金が入れているけれども、実際には、平成16年度当初から赤字予算を組まざるを得ない状態になっている。将来の現在地での病院の改築構想を含めても、委託契約については抜本的な取り組みが求められると思いますが、その点を町長はどのようにお考えですか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 委託契約の関係ですけれども、病院組合の病院事業会計は、国の5年間の赤字補てん補助金が平成15年度で終了したことや、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減等により、平成16年度以降は経常損失が予想され、新たな財源確保が急務となってきております。

このような状況を踏まえ、施設整備や医療機器の購入などその資金を確保しなければならず、平成18年4月に契約改定となる地域医療振興協会との管理委託契約の抜本的な見直しを前提に、6市町長による共立湊病院組合運営会議で協議し、また共立湊病院組合運営協議会に図り協会と交渉をしていく所存でございますので、どうかご理解とご協力を賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） 抜本的な見直しが必要という点で、私も組合議員として、こうした点を踏まえて、住民の立場に立った健全な病院の運営を進めていく。そのために一緒に努力していく決意を表明するものであります。

最後に、教育分野での自律のまちづくりの問題です。

質問通告には、新年度予算の前で一部PTAに対する説明で、合併しないからこういう状況になったということが、校長から言われたということが判明したと。私、3月議会の一般質問の学校の問題のやりとりの中で、特に新年度予算をめぐる中で、住民に説明がいろいろな分野でされていないままに予算が次々と切られると。合意と納得、あるいは説明をされての納得ではなくてやられるというひずみを随分いろいろな分野で指摘しました。

そのときには、詳細は聞かなかったのですが、いわゆる教育長のおひぎ元の学校でこういうことが、この校長は現在はそこにはおられないようですが、あからさまに合併の道を選ば

ないので、こういう状況になったということがP T Aに言われている。しかも、その後のP T Aの総会や何かで意見を求めても、校長から圧力をかけられるということが報告をされた。切実な思いでされまして、私はあってはならないことだと。私は前段でこの自律のまちづくりでの町民参加、情報の共有ということを求めまして、町長も説明責任という答弁をされましたけれども、やはり教育の分野というだけではなく、すべての分野で事実がまず提供されて、判断を押しつけたり強要することがあってはならないし、ましてや教育の分野でこうした事態があったということは納得がいかないんです。

教育長は、こうした点、心当たりがあったのか。現場では今までと違うような予算の見直し、あるいは削減というのはあるものなんですね。「入るを量りて出ざるを制す」ということを町長は言われましたけれども、実際にこの間の、税収が減っているわけで、それに対してどういう対応をしなければならないかというのが、執行はもとより全庁的に考えていかなければならない。それを執行する側が町民に納得のいく説明と事実をまずしていく。こういうことがされないままに結論が押しつけられると。この間いわゆる住民の皆さんの中にも、まだ消化不良が残っているのは、そういうところがあると思うんです。そういう中でこういうことが明らかに訴えられてきたのですが、教育長はどのように受けとめられておるか、その点を答えてもらえますか。

○副議長（石井福光君） 教育長。

○教育長（釜田弘文君） その校長がどういう状況の中で、どういう趣旨の話の中で、そういう発言があったのかということにつきましては、具体的に私も把握して今はいないわけでございます。これは一般論的になるわけでございますが、一応合併問題というものは、3月時点では政治問題となっているわけございまして、公教育の中立性あるいは公正性ということ考えたときには、学校長という職務ということを考え、またP T Aの関係ということ考えた場合に、学校長の発言としては慎重を期すべきものではないかというふうに考えております。

なお、学校長等も町政の動向等については、一般の新聞等で把握するというようなこと以外になかなか情報源はないものですから、校長会等で私の方から、いろいろ町政の動向については説明をしているところでございますが、やはり財政問題については、合併するしないにかかわらず、今の国の改革の中で非常に厳しくなるというふうなお話は、絶えず連絡をしてきているところでございます。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） この校長は異動してはいるんですけども、そういう実態があったということは、もちろんこれは非常に責任を問われる問題だと思うんですね。政治問題があるからこそ、政治問題で個々がどのような判断をするかはいいわけだけれども、事実や実態が伝えられない中で結論なり判断が押しつけられる。それが、この間の町政の実態であったわけですね。こうした点を深く反省した取り組みなしに、次につなげる行政というのはできないというふうに思うんです。

私はそういう点で、これは教育分野ではあるんですが、政治問題であるからこそ、改めて、事実を住民に率直に伝えて、判断は住民から仰ぐという、そういう真摯な姿勢に立ったことが求められるということをあえて述べて、極めてこの点は今後のPTAに対する説明も含めて、真摯な対応をしていただきたいというふうに事務方にもお願いして、責任を感じていただきたいと。教育長の責任は校長会の中でも、きちんとそうした問題に対しては果たしていただきたいというふうに思います。

以上で、時間が来たので私の質問を終わります。

○副議長（石井福光君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 清 水 清 一 君

○副議長（石井福光君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） それでは、清水清一、質問させていただきます。

新町長になりまして、質問の形式は少し変わってくるのかなという形になっております。

まず最初に、情報の共有で町民参加のまちづくりということで通告してありますけれども、先ほどから他の議員の方々も言われておられますように、情報の共有、町民参加の方法はということで皆様言われておりました。また当局も話されておりました。町民参加の方法、よく地域コミュニティあるいはボランティア活動を活性化することによって町民参加がよくなるのだらうと。そういうことを、どのようにまた支援して町民参加を促すか。また、町民参加するためにも情報を町民の皆様にお知らせしないことには、町民参加という形になりませんで、ただ集まってくれと言われたから集まったというだけではなくて、やはり情報

の共有で集まりやすくする形ができる思うわけでございますから、そういうところを町長はどのように考えられるのか。すみませんが、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この町民参加につきましては、先ほど来ご答弁申し上げてまいりました。今、清水議員も申されましたように、いわゆるコミュニティづくり、これからはこういった機会を設けながら、やはり醸成時期ではないかと思えます。そして、あらゆる場面で気軽に町民が参加できるような体制づくり、まずこれが必要ではないかというふうに思えます。それにつきましては、先ほど私が申し上げましたとおり、行政の方からの呼びかけだけではなくて、それぞれのサークルあるいは地域、そういった町民の側からの呼びかけに応じた行政の参加を求めるといことだろうと思えます。そういったことで、醸成づくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 町民参加の方法はいろいろありますけれども、これからは考えていかなければならないわけで、町長当局と懇談会等という形もあるわけでございますから、そういうのもこれからは考えていただいて、近いうちにやっていただくようお願いいたします。そういうことがあることによって、また町民参加あるいは情報の共有にもなりますので、そういう形を考えておいていただくようお願いいたします。

また、そういうためにも広報活動が必要だと思えます。これまでは広報「みなみいず」が毎月出されていたわけなんですけれども、二月に1回になり、そのかわりに「お知らせ版」を1回ふやしたという形になっております。「お知らせ版」だけでいいのかという形になりますけれども、本当だったら、広報だってもっと充実した方がいいわけで、そういう形の中で広報が少なくなった。あるいは「お知らせ版」だけふやしたという形になっているわけで、ガリバン刷りではないですけれども、B4かA3か忘れましたが、お知らせ版が複数枚になってもいいと思うんですよね。そういう形で広報版のお知らせ版を出せるのではないかと。その場合には編集費用とかいろいろあったのかもしれませんけれども、これまで役場の総務課が一生懸命広報、「お知らせ版」をつくっていたわけですから、それと同じものがコンピュ

一タ時代に、そういうチラシができないはずはない。ガリバン刷りではないですけども、単色である機械でできる形が、広報版という形をこれからつくっていくことによって、町民の特にお年寄り、今はインターネット世界と言われておつても、活字を読む人ですからね。南伊豆町民の3分の1は65歳以上という形になっていますので、そういう方々に情報を提供するためにも、「お知らせ版」をもっと充実させるような形を、これからつくっていったらなど考えるのですけれども、そういう形については、町当局の方はどのように考えておられるのか。わかりましたらお教え願います。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） 広報につきましては、平成16年度から17年度にかけて、議員ご指摘のように変更をしました。これにつきましては、経費節減という形のものも当然ありましたし、いわゆる情報公開が必要だというようないろいろな意見も内部で出ました。その中でとりあえずはそういう形で、平成17年度はやろうという形になって現在に至っているものですから、その状況については、1年間できればこの形でお願いしたいというふうに、現在はそう思っております。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 「お知らせ版」については、そういうかがみがあるからと思いますけれども、企画の方の方々も人員が減っているわけではないわけで、現行つくろうと思えばできると言うんですよ。ですから、問題はただ「お知らせ版」の紙代がふえるとか、インク代がふえるということだけのことで、やろうと思えばできるのではないかなと私は考えますので、その辺のご検討をお願いいたします。

その中で、お年寄りではなくて若い方々についての広報活動という形で、町はこういうことをやりましたよ、こういうことがありますよという形は、若い人に対しては、先ほどほかの議員の方々も言われましたけれども、インターネットのホームページとかあります。私も前回議会、前々議会ですか、インターネットホームページを各課で毎週取りかえてくださいよという形を言いました。ついこの間、私、10日ほど前ですけども、ちょっとインターネットをさわって南伊豆町のホームページを見たわけなんですけれども、更新の度合いといいましても、一生懸命やっているのかなというふうには、私の目から見たらやってあるようには見えなかったんですよ。

これも町役場の職員は、勤務時間中に一応コンピュータの研修を受けて、最初のうちはや

ったと思うんですよ。ということは、職員はそれなりにホームページの更新もできるだろうというふうに町民の方々は考えると思うんです。給料をもらってコンピュータ、インターネットを覚えたのだから。

そういう形で、私なんかは給料をもらわずに自分で覚えているわけだから、そうやってみると、もらった方々ができないのがおかしいのではないかというふうに考えますので、ホームページの更新はこれからやらなければいけないし、できるはずだと思うんですよ。ですから、それをやっていただくようお願いいたします。そういう形で言うだけで、答弁があっても、多分一生懸命考えたけれどもできませんという形になると思うもので、次へいきます。

情報化手段としてのIT化時代のITをどう考えているかという4番目の質問になるのですが、すけれども、今のホームページの更新と同じような内容なんですけど、先ほど私が質問したように、町当局が一生懸命更新してくれたと言いましても、町民が通信回線が悪くて、ホームページを閲覧するのに時間がかかってどうしようもないと。そんなことをやっているのだったら、見ない方が早いという形があると思うんですよ。

南伊豆町内には、62局、63局、64局、65局、67局という電話局番があるわけで、そのうち普通皆さんの言う高速インターネットというのが、ADSLというものです。光ファイバーを引ければいんですけれども、それはないから、今はADSLという時代ですから、それを使えるのが62局、63局、65局と。残りの64局、67局、64局につきましては、市之瀬、蛇石、天神原、67局については旧三浜村ですね。そういう方々がまだISDNという、昔のデジタル回線です。私が知っている限りでは、ことしの3月に、それまではダイヤルアップだったのが、やっとISDNが入ったと。それでも早くなったんだよと言われます。

国の方では、高速インターネット時代に入りましたと言っている時代で、けれども南伊豆町は5分の1ぐらいになりますか、そこの地区は使えないという状況では、国の高度情報通信ネットワーク社会という中に乗りおくれるわけです。それをやっていかないと、結局、町の発展、三浜あるいは蛇石方面の方々は困ってくるだろうと考えます。これらを解消するためにも、これまで役場当局の方々は、高速線を引いてくださいよと、NTTの方をお願いしていると思うんですけれども、そのお願いの度合いはどのくらいやってこられたのか。対策をどういうふうにしてこられたのか。すみせんが、お伺いいたします。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） 今の議員の質問ですが、確かに情報格差でデジタル対応局の形ものは、伊豆半島の最南端という形で現実にはあるという形は認識しております。それで、

先ほども議員が言われましたように、高速の大容量の通信回線の方式でありますADSL、これにつきましては下賀茂を中心とした62局、基地が今のところ1つしかないんですが、ADSLにつきましても、完全にそれが下りというか、中央の方からきたときに、またそれを基地を通じて流すことになると、100%保証する云々については、1キロぐらいしか保証ができないと。それ以上のものについては、通常の今までのものも速度が落ちるというようないろいろな技術的な問題もあります。

議員は、インターネット等でアクセスしているとおっしゃったものですから、おわかりになるとと思いますが、都市部の人口集積地につきましては、光ファイバー設置の方向に行っていますから、現時点では62局だけではなくて、65局とか67局とかというものもADSLにというようなことを考えまして、光ファイバーとか何とかということよりはADSLの方が先かなと。

具体的にどうだということになりますと、正式に陳情とかそういうものはしたことはないのですが、あくまでも現在とっておりますのは、こちらの方ですと、NTT等が一番有力な事業者になります。先ほども申しましたように人口密集地、人口集積地を優先するというのが、これは民間会社なものですから、利益等の問題等があると思うのですが、そちらを優先するというので、なかなかこちらの方まではうまくいっていないというのが現状です。

以上です。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） NTTも民間企業ですから、経済性を考えてなかなか引けないという話もあると思いますけれども、よその県では、今から3年ほど前に、光ファイバーを各戸に引いたという村もあるわけです。光ファイバーが引いてあれば、逆に言いますと、先ほどほかの議員も言いましたが、このテレビを各戸に配信することもできるわけです。そういう形が逆に言えば高速化の情報手段として用意してあれば、そういう形もインターネットのテレビ版で議会放送をすることだってできるわけで、そういうことができないと何もできないわけで、やはり町内ではITを皆さんは使えるよと。

ISDNが保証されているのは1キロかもしれないけれども、ISDNが63局に対してADSLは1.5キロという形になっていますから、半分になったところで、まだISDNが10倍以上あるという形がありますので、保証があるとか遅くなるとかと言われますけれども、ダイヤルアップ回線とかISDNから見たら、まだおくれたも早いという形になっています

ので、そういうことを考えれば、町の若い人は特に、山間部の方になかなか住みたがらないわけだから、そういう人たちが、家に行ったらインターネットが使えない。それでは住むのをやめようかと言われる前に、若い人も山間部にも住んでもらいたいわけで、そういう人がいれば町の発展にもなるわけです。

そういうことを考えると、デジタル回線があれば、ほかの議員も大体言いましたけれども、空き家対策という形も、東京から来て電話はあるけれども、インターネットは使えないという形では、空き家を借りて住もうかという人も少ないわけで、インターネットがきちんと使えるよという形になれば、空き家対策にもつながってくる。どんな事業も考えるのは公的なものですけれども、こういう時代を考えると、やはり情報手段としての電話回線は早いほどいいだろうなど。それが、ひいては南伊豆の発展につながってくると考えますので、そういうことを考えていただいて、事あるごとに話をするということが一番必要で、それが話をしておくことによって、ADSLの整備をNTTにしてもらえば一番町当局も金がかからないわけですから、そういう形をお願いするという形で、すみませんが、これからもよろしく願いいたします。

続きまして、簡単にいきますので2番目に入ります。

希望が持てるまちづくりというタイトルでございますけれども、災害時、町民へ、町民からの連絡方法の考え方と対策ということでございますが、先ほども言いましたけれども、情報アクセス、災害があったとき情報が必要だと。昨年10月の台風では町民は、行政無線があってスピーカーがあったわけでございますけれども、それがほとんど活用されなかった。活用していたんですけれども、情報的にはおくれ過ぎていて、情報だったのだけれども、情報になっていなかったということです。そういうことを考えるときに、特に私は南上ですから、南上地区は電話も使えなかったということで、情報が一つも入らなかったという形がありました。

そういうことを考えたときに、各地区いろいろあるんですけれども、また通信の話になってしまいますが、携帯電話ですね。災害が起きたときに皆さんがいっぱいかけるから、かからなくなるよという話もありますけれども、手段がまだ残っているだけでもまだいいわけで、携帯の関係も南伊豆町内、山間部は特に使えないところが多いわけでございます。私もKDDIに一昨年、下田市の議員さんと行ってきましたけれども、そういう形をお願いするという形はやってきたわけです。町としてもやっていると思いますが、災害時、基地局がふえることによって、逆にその基地局が1つだめになったとしても、もう一つの基地局が遠くても

使えればいいわけでございますから、なるべくふやしてもらいたいです。

県道南伊豆松崎線を通りますと、普通40キロ走って約20分間携帯電話が使えないわけです。携帯で20分間使えない地区というのは、私はどう考えても県内にないと思うんですよ。あるかもしれませんけれども、住民があれだけ住んでいて、20分間使えない地区があるということがおかしいわけですね。それをNTTあるいはKDDI、あるいはボーダフォン、あるいはツーカーの方々にどのぐらい話をしているのか。向こうは経済経営だからやってくれると思うんだけど、実情を話すことによって、営業のためには基地局を立てた方がいいのかなと思って、立ててくれるかもしれませんので、そういう話はこれまでしてあったのか、しなかったのかをお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） 今の携帯通信網の件ですが、携帯電話の難聴地域につきましては、先ほど議員のご指摘のように、山間部等確かに難聴の地域で途中で切れたりというのはあります。私どもが現在、その地域を把握していますのは、入間、差田地区と妻良、波勝、天神原、それから議員お住まいの南上地区の川合野から蛇石、毛倉野、それから手石、下流の一部、それから一條の一部という形であります。

面積が広いところと、山が間近に迫っておるところに人家が点在しているという形の中で、そういうものは確かにあるというのは承知しています。では、これをどうするのだという話で、先ほど議員が言われましたような通信事業者のNTTだとかKDDI、ボーダフォン等についてのもが入りまじったり、外部から携帯電話をお持ちで通話と言う形のケースもあるのですが、昨日の段階でNTTの方しか聞かなかったのですが、NTTでは平成16年度以降、アンテナの設置というのは凍結していますよと。これにつきましては、先日の新聞等でも発表がありましたけれども、ドコモについては、第三世代の携帯電話のものについては、海外戦略で海外を囲い込むという形の中で、そちらの方で指導権を取ろうという形で、大きな流れの中にいるという形、そういうものの一環ではないかなと思います。

ボーダフォンにつきましては、やはり第三世代の携帯通信網という形で、これにつきましても新聞発表なのですが、2,600億円ほど設備投資をしまして、基地局が日本全国で5,400基地ほどというような計画が発表されているのですが、これにつきましても、先ほどADSLの方でお話ししましたように、人口密集地とか都市部の方を優先すると。そういう方向が出てなかなか難しいよという形の状況です。

それでも、町外の方々、観光客の方々がこちらに来たときに、何で通じないところが多い

のだというのは確かにあるものですから、これにつきましては、引き続きN T Tとか通信事業者の方には言うような考えを現在は持っています。

以上です。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 通信事業の方たちはいろいろ考えを持っているというわけですから、考えを持っているだけではなくて、言っていきますという形でいつていただきたいと思えます。言っていると思うんですけども、言っていただくようお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） ちなみに私どもが調べた中では、ちょっと変更はあるかもしれないんですが、やはりアンテナを町内ですと20数本立てないと、ある程度満足できるようなカバーができないのではないかなというような数字も出ているような状況です。

以上です。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 20数本N T Tが立てなければいけないという話ですけども、それは家の中で使いよくするために20数本という形があるわけで、私が先ほど言ったのは、県道南伊豆松崎線が約20分間普通に車で走っていて使えないという状況であると。その20分の間に、真ん中に1カ所置けば、それが1本で通せるということがわかるとしても、10分間で済むわけの話だから、私は町内各家で使える話ではなくて、要するに10分間以内とか5分間以内で、車で走っていても、新たな場所で電話が使えるようになるという状況を考えていく形にしないと、非常時、ましてや災害時、一番簡単な災害と言え、自分がけがをしたとか、交通事故に遭ったとか、災害ですから交通災害です。

そういうときに20分間もつながらなくて、遭難したらどうするのだと。そこでまた民家の電話を借りてやるのかという形になるわけでございますから、そうやって考えたときには、20数本という考えではなくて、車で行っても5分以内のところでは使えるようになるのだという形を考えたかどうかという話を私は言っているわけで、そういう形もやっていただけていますか。あるいはN T T、K D D I、ポータフォンあるいはツーカーという形で入れればいいいわけだから、そういう形を言っていたきたいということを行っているわけで、そういう形をお願いいたします。それについて、町長何かありますか。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの件は、先ほどもテレビや、あるいはインターネット等と同じかと思います。これの解消につきましては、何遍も申し上げましたとおり、地形的な問題等もあるわけですので、今後なるべく解消できるように取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 町長も議員だったときには、たしか携帯電話を立てなさいという一般質問をやったような気があるものですから、それはぜひ推進していただきたいと思ひますし、お願いいたします。

希望の持てるまちづくりということですからね、産業振興、要するに経済が発展しないことには、あるいは産業が活性化しないことには希望の持てるまちづくりにならないわけでございます。南伊豆町の魅力をアップすることによって各事業とも活性化に寄与することとなります。この埋もれた魅力をどのように町としては、産業振興のために魅力を発掘していくつもりなのか。それについてお伺いいたします。

○副議長（石井福光君） 産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君） お答えいたします。

当町のたぐいまれな自然環境の保全という部分では、我々が後世に引き継ぐ最も重要な使命でございます。保坂議員の質問にもございましたけれども、当町は自然公園法に守られた海岸線等々貴重な観光資源、今後さらにまだまだ埋もれた資源の発掘とか、あるいは開発をして、観光立町につなげるというのが課題となっております。ちなみに町の観光協会の方でも、今年度埋もれた資源の発掘、開発を観光商品化をとという部分の観光資源活用プロジェクトというものが発足されたと聞いております。

もう一点、商工会の方でありますけれども、観光資源リストとか文化財等、地域資源を活用してほかの地域にない独創性をもった地域として、町内の人材資源あるいは文化的資源を掘り起こしていろいろな事業を計画、PRしていこうという地域資源調査事業というのですが、こういったプロジェクトに町としても積極的に参加して、支援をしていきたいなというふうに思っております。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 活性化よりも発掘の方が難しいんですけれども、言葉で言うのは簡単なんだけれども、発掘するためにはどうしたらいいのかということは、やはり町民の方々のお話を聞いて、こういうことがあったのだなという形で、私も議員になってからいろいろありますけれども、すごくいい話があるのだなという形でちょっとあれなんです、ありますから、そういう形を待って、皆様がやって、それが大したことでなくても観光資源として使うことによって、町の活性化になっていくと思いますので、それをいろいろ考えていただくようお願いいたします。

3番目といたしまして、先ほども横嶋議員が言っていますけれども、医療環境の整備について。先ほども答弁もありましたけれども、私もまた同じようなことを聞くわけですが、共立湊病院は南伊豆の最大の医療機関ということになっていますので、町長として、医療の考え方と、これをどう充実させていくのかを、町長にお伺いいたします。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この問題につきましては、先ほどの質問でもお答えしましたけれども、やはり我が町としては、地元として何とかあの病院の診療科目のさらなる充実、そして整備を図って、唯一の公的機関でありますので、存続を求めていきたいという思いであります。

先ほども申し上げましたように、老朽化が進んでおまして、これに伴う建てかえの問題やいろいろな報告書が出されておりますけれども、これはこれとして、やはり地元としては、より一層の整備充実を図って存続をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 先ほどの質問とまるきり同じ答えなので、それでいいわけですが、それ以上言っても、私はあれですから、わかりました。共立湊病院は特に一生懸命よろしくお願いたします。町民にはなくなるとは困るわけですから、ぜひともお願いたします。

4番目の生活環境の整備についてという形でございますけれども、生活環境と言われますいろいろな生活環境があるわけでございます。私が考えますに、今問題になっているのは、

山間地域の荒廃した山林によりまして樹木の生い茂り、国道や県道あるいは町道、この間の台風では樹木が倒れまして、電線を切るわ、道に倒れて車が通れないわという形がありました。また、山間部の地域につきましては、隣の土地が他人の山ですから、木を勝手に切れないという形で、家の方へかぶってくるという形が、やはりそこで生活している人から見れば、日が当たらない家に住みたくないわけで、やはり日が当たるような家にしたいと。また、もし農業をやっているならば、木が高くなると、それだけで日照時間が短くなるということは、常識的に考えたときには、日が当たらない農地というのは作物ができないわけで、経済活動には寄与しないという形になりますので、山林の対策を町当局の方はどうやって考えておられるのか、これからどうしていくのか、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この問題につきましては、まず道路パトロールで、住民からの通報等によりまして現状把握を行っております。道路上に支障を来す状況が発生したという場合には、道路管理者の緊急の対応策としまして障害物を除去しております。しかしながら、これが個人の財産でありますので勝手に伐採ということにはならないわけですし、いわゆる山林所有者の維持管理に任せているという状況にもあるわけであります。

また、住宅につきましては、やはりこれも山林所有者との話し合いの上、安全対策を講じていかなければならないというふうに思っております。いずれにしましても、これは個人の所有物でありますので、それらのご理解を求めながらそれについては対応してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 山林は個人所有のものがほとんどですから、道路パトロールについては、個人がほとんど所有しているわけでございます。民民だからなかなか役場は口を出せないという形があると思います。だけれども、昔農地、田んぼを休耕田にしたところの草を刈ってくださいよという形も、今もときあるごとにやっているわけでございますから、山林についても、ただ放っておいて、木が倒れたから、そのときに勝手に切ってくださいよと言われても、それは切るわけなんですけれども、土地と言えども所有権があるわけだから、管理する義務が所有者にあるわけでございます。

要するに、山林といえども、ただ持っているだけでいいんだという形になったら町の山林

は荒れてくるばかりで、かえって将来的に町のためにならないと。逆に町の山林といえども、草を刈るだけでも、あるいは枝を払うだけでも、手入れしてもらっただけでも町全体が明るくなってくると。生い茂げって何か暗い感じがするんですけども、やはり明るいところには人も住みたくなるわけだから、そういうことを考えますと、山林についても管理してくださいよという形で、年に一回固定資産のやつで請求書を町で送るわけなんですけれども、その中に管理するよという文書を入れて出すだけでも、10人に一人あるいは50人に一人でも、管理してもらえれば助かるわけだから、それが呼び水になって周りに広がっていくという形もありますから、そういうことを考えてみたらどうでしょうかと提案するんですけども、当局の皆さんの中で、答えられる方がおられたらお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 建設課長。

○建設課長（高橋一成君） 今の問題でございますが、国県道、町道等につきましては、過去の取り組みとしましては、国の緊急地域雇用特別対策事業といたしまして、平成12年、13年の2年間、約1,800万円をかけて町道、県道の伐採事業を推進しております。また、町道につきましては、幅員4メートル以下のものを含まれますと687路線、約230キロのうち、管理に努めている大変厳しい道路環境にありますので、今後とも住民のご理解とご協力をいただきながら、安全性や緊急性に配慮し住みやすい生活環境の確保に努めていきたいと考えております。

また、清水議員のご指摘のとおり、住宅等につきましては、民民の問題とはいえ、高齢化社会を迎えた現在、その対応は大変難しくなっていると認識しております。この現状の中で行政の支援等がどこまで可能であるのか、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○副議長（石井福光君） 産業観光課長。

○産業観光課長（鈴木博志君） 産業観光課所管の部分で、農地の対策ということですが、現在農地については、清水議員もご存じのとおり、荒廃地対策あるいは防火対策という部分で、町の農業委員会の方から、所有者の方へ自己保全管理という意味でこれへの対応をしております。

また、山林等でございますけれども、これについては、災害等の場合電話あるいは手紙等でお知らせしているのが現状でございます。これも所有者の自己管理という部分でされている状況でございますけれども、いずれにしても、その危険度とか、あるいは緊急性に配慮した対応措置という部分を忘れてはならないと思っております。清水議員ご指摘の納税通知書発行時に、そういった部分をお願いしていったらどうかという部分もございますけれども、その辺

についても、今後検討してみたいなというふうに思います。

○副議長（石井福光君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

○2番（清水清一君） 南伊豆町は9割近くが山林なわけがございますから、それを考えるときに、山林対策をやっていけば、明るく、きれいな町はやはり観光地として発展するわけがございますから、観光地として発展するためには、道路の周りの生い茂りもきちんとなっていれば、それなりに観光客の方も来ると。山林対策がやはり、なんかかやとぐるぐる回って観光にも来るんだよと。どんな事業も全部観光につながってくるという形であります。

ですから、問題になるところはいろいろあるんですけども、山林はこの間の台風から見れば、台風の時期もありました。あるいは生い茂げりの対策もあります。それを考えたときに、山林対策も将来的な重要な課題だと考えますので、これを皆さんも考えていただいてやっていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終りにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（石井福光君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○副議長（石井福光君） 休憩を解き、再開いたします。

◎南伊豆衛生プラント組合議員の補欠選挙

○副議長（石井福光君） これより議案審議に入ります。

日程第6、南伊豆衛生プラント組合議員の補欠選挙を行います。

本件につきましては、組合同規約第8条第1項の規定により、ただいま欠員中の議員1名について行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、議長より指名いたします。

南伊豆衛生プラント組合議員に保坂好明君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました保坂好明君を南伊豆衛生プラント組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました保坂好明君が南伊豆衛生プラント組合議員に当選されました。

南伊豆衛生プラント組合議員に当選されました保坂好明君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎伊豆斎場組合議員の補欠選挙

○副議長（石井福光君） 日程第7、伊豆斎場組合議員の補欠選挙を行います。

本件につきましては、組合規約第8条第1項の規定により、ただいま欠員中の議員1名について行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、議長より指名いたします。

伊豆斎場組合議員に漆田修君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました漆田修君を伊豆斎場組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました漆田修君が伊豆斎場組合議員に当選されました。

伊豆斎場組合議員に当選されました漆田修明君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第55号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第55号 人権擁護委員の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において法務大臣より委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち1名が平成17年9月30日をもって任期満了となることに伴う人権擁護委員の候補者の推薦があります。

推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解がある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

南伊豆町石井356番地、高野晃一氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思慮されますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は3年となっております。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第56号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第56号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

先般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律について改正があり、それに伴い南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、条例第10条の一般廃棄物処理業等許可申請手数料の規定で、法律改正により一般廃棄物処理業の許可更新の項目が追加となったため、条例本文中の法第7条1項または「4項」を「6項」に改める条文整理を行いたいものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号 南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（石井福光君） 賛成多数です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第57号～議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第57号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第58号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第59号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第57号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第58号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第59号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について。議第57号、58号、59号の3議案につきましては、費用弁償、出張旅費等に関する提案ですので、一括して提案理由を申し上げます。

議第59号は、町長等の常勤特別職の出張旅費及び日当の額を職員の日当との均衡を図り、その額を「1,200円」から「1,000円」に引き下げたいものであります。

条文構成上、議第57号の議員及び議第58号の委員会委員等の出張旅費については、議第59号の町長等の常勤特別職の旅費額表を準用することとなっています。

また、議員及び委員会委員等が職務により、会議等に出席したときの費用弁償の額については旅費額表の日当の額に連動した額であるので、職員や町長と常勤職員と同様に「1,200

円」から「1,000円」に引き下げる一部改正を行いたいものであります。

なお、これら3議案の改正は、平成17年7月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第58号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第59号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第60号 南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第60号 南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成17年4月1日より、行財政改革の一環として、組織機構の改革を行った結果、南伊豆郷土館を管理する「農林水産課」が「商工観光課」と統合し「産業観光課」となったため、条文中の「農林水産課」を「産業観光課」に改め、郷土館2階西側にあった中会議室と小会議室を廃止し、「伝習室」のみが対象となるため、使用料の変更は伴いませんが、別表改正をしたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

[発言する人なし]

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号 南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第61号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第61号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成17年3月18日に公布、同年4月1日に施行されました。

この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を、本年4月1日にさかのぼりまして、平均0.16%引き上げさせていただきたくご提案をいたしました。

条例改正の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほど、

お願いを申し上げます。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小島徳三君） それでは、別表を見ていただきたいと思います。

別表の中の退職報償金支給額表でございます。この中で、分団長の10年以上25年未満まで3段階が「2,000円」上がっております。旧条例より「2,000円」上がっております。それから、副団長につきましても、同じく10年以上25年未満の3段階が「2,000円」上がっております。それから、部長及び班長につきましても、10年以上25年未満の3段階が「2,000円」上がっております。他は前年と変わっておりません。

以上でございます。

○副議長（石井福光君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第62号及び議第63号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第62号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定について及び議第63号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第62号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定について、議第63号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定について。

議第62号と議第63号は、市町村合併に伴う構成団体の変更に関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

平成17年4月1日に、天竜川・浜名湖地域が合併することに伴い、6月30日付で両組合から春野町等9町村及び2一部事務組合が脱退するため、構成団体の減少する両組合同規約の一部を変更するものであります。

このことにあわせ、組合議員定数を非常勤職員公務災害補償組合は22名から、市長7名、町長9名、町の議長2名の計18名に改める。また、退職手当組合は19名から、市長7名、町長9名の計16名に改め、それぞれの議員定数の削減を図る規約の一部変更を行うものであります。

どうかご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第63号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 議第64号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第64号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）の提案理由について申し上げます。

本案は、平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,886万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,237万9,000円とするものであります。

補正の主なものは、73人の退職消防団員へ退職金支給のため1,296万7,000円の追加、町制施行50周年記念事業の経費53万2,000円、新電算システムに移行するための経費149万2,000円及び県費補助による竹林整備のための補助金246万円をそれぞれ追加し、あわせて1,886万8,000円を増額補正するものであります。

これらの財源としての歳入につきましては、県支出金250万円、諸収入1,296万7,000円、一般財源として繰越金340万1,000円を追加するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小島徳三君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。

歳出、2款総務費でございます。この中の企画調整事務53万2,000円の補正でございますが、内容につきましては、町制施行50周年記念事業の関係でございます。記念品代40万円、需用費13万2,000円でございます。

基幹業務電算事務でございますが、149万2,000円でございます。新システム対応をさせるものでございます。

賃金79万2,000円でございますが、平成17年度予算福祉データ等手入力作業の賃金でございます。

役務費70万円でございますが、住基ネットの処理装置設定料でございます。現在、計算センターにありますサーバーを町へ移管設置したいものでございます。

地域づくり推進事業でございますが、100万円でございます。補助金でございますが、コ

コミュニティ施設(集会所)整備補助金100万円でございますが、これにつきましては、県の福祉のまちづくり条例に基づき使用する場合に、町の要綱でユニバーサルデザイン費用、福祉対応した建物を建てるわけですから。そうした場合に100万円追加になるといったことの規定になっております。それによりまして100万円増加するものでございます。

3款民生費でございます。

社会福祉事業5万4,000円でございますが、扶助費でございます。これにつきましては、介護保険法施行以前の利用者、若年の身障者のホームヘルパー派遣がございました。これにつきまして本人負担を当初、介護保険に合わせて1割負担に近づけておるものでございますが、7%軽減だったのを3%軽減にして、本人負担を7%にするといったことでございます。これは国、県から4分の3補助が出るわけでございます。

老人福祉事業でございますが、24万7,000円でございますが、みなとの園へ委託しております外出支援車の車検分でございます。この外出支援車の維持管理はみなとの園でやっていたのですが、車検につきましては町が行うという契約になっておりますので、その金額24万7,000円でございます。

老人福祉施設事業11万6,000円でございますが、賀茂地区入所判定運営協議会の負担金でございます。郡5町で負担するものでございます。

5款農林水産業費でございます。

農業振興事業でございますが、昨年度吉祥の景観形成作物として菜の花を植えてございます。この関係の菜種油搾油のための委託料を取ってあったのですが、その輸送代を別科目に設けてございませでした。その更正をさせていただくものでございます。

林業振興事業246万円でございます。これにつきましては、中山間地域林業整備事業補助金でございますが、竹林整備を3.23ヘクタール行うものでございまして、事業費の2分の1を補助するものでございます。なお、県のトンネル予算となっております。タケノコ採取のためのイノシシ対策の電柵であるとか、作業道を設けるとか、50%の間伐を行うとかでございますが、南上地区竹林整備活用組合に対し交付するものでございます。

次のページで、8款消防費でございます。

非常備消防事務でございますが、1,296万7,000円でございますが、消防団員の退職金でございます。73人分でございます。1,802万7,000円でございますが、当初506万円ありましたものですから、1,296万7,000円を補正させていただくものでございます。金額的には最高25年でございますが、25年務めた分団長でございますが57万4,000円でございます。最低が5

年務めた団員でございまして、14万4,000円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

県支出金でございまして、民生費県補助金でございますが、先ほど申し上げました訪問介護利用者の助成事業でございます。若年身障者に対するもので4万円でございます。

農林水産業費県補助金246万円ですが、中山間地域林業整備事業補助金でございます。

次に、20款繰越金でございます。340万1,000円を繰越金から繰り入れたものでございます。当初1億3,000千円ほど予算しておりましたものですから、約1,057万8,000円を新年度に入って使っているということでございます。なお繰り越し、純繰り越しの見込みが約1億6,300万円あったものですから、留保財源が約2,200万円程度あるよということでございます。

21款諸収入でございます。雑入でございますが、消防団員退職報償金が消防団員等公務災害補償等共済基金から収入されるものでございます。

7ページをお願いします。

今回の補正が1,886万8,000円でございます、42億7,233万9,000円とするものでございまして、補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が250万円、その他が1,296万7,000円、一般財源が340万1,000円となっております。

以上で終わらせていただきます。

○副議長（石井福光君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第64号 平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり賛成の諸君の

挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 発議第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を議題といたします。

本案は、漆田修君が提案者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 内容説明は意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書。

義務教育は、子どもたちが社会の一員として必要な基礎的資質を培うものであり、住んでいる地域に関係なく、ひとしく提供されなければならない。教育の機会均等は憲法・教育基本法の要請であり、義務教育におけるナショナルミニマムの水準確保は国の重要な責務である。義務教育費国庫負担制度は、それを保障するための教育の根幹というべき制度である。

現在、三位一体改革の中で、国庫補助負担金の見直しの対象として、義務教育費国庫負担金を取り沙汰されている。義務教育費国庫負担金が税源移譲を伴う一般財源化となった場合、多くの自治体では、税源の偏在性から財源を確保することができず、教育条件に地方格差が生ずることは明白である。このことは、過去の経緯や諸外国の教育事情からも明らかである。

教育は、未来への先行投資であり、まさしく国家百年の計である。

よって、国民のすべてに対して教育の機会均等と教育水準の維持向上を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣 小泉純一郎ほか記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第7号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○副議長（石井福光君） 発議第8号 高齢者の交通事故防止に関する決議を議題といたします。

この決議は、渡邊嘉郎君が提案者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（石井福光君） 提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

○10番（渡邊嘉郎君） それでは、提案説明を申し上げます。

高齢者の交通事故防止に関する決議。

急速な高齢者社会の進展に伴い、高齢者の安全対策は急務となっているが、特に交通事故防止については、さまざまな対策を積極的に行うことが必要である。

最近、交通事故に占める高齢者の比率が年々増加の傾向を示しており、高齢者は交通事故の被害者というばかりではなく、交通事故の原因者としても比重を増してきている。

このような状況の中で、平成16年度に県内で発生した65歳以上の高齢者の交通事故死亡者数は127人に達し、過去最多を記録するとともに、全国ワースト3位に位置するなど、まことに憂慮すべき事態となっている。

安全で、住みよい町をつくることは、私たち南伊豆町民の願いであり、社会的弱者である高齢者が安心して暮らせる町をつくるため、町民一人ひとりが交通の基本ルールを守るとともに、高齢者が安心できる交通環境の整備とドライバーの高齢者を思いやる心が必要である。

よって、本町議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、町民と一体となって高齢者の交通事故防止に邁進するものである。

以上、決議します。

決議案提出先は、静岡県生活・文化部交通安全対策室 野中茂樹様であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（石井福光君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井福光君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（石井福光君） 全員賛成です。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○副議長（石井福光君） 日程第20号 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長及び行財政改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（石井福光君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○副議長（石井福光君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成17年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長 石 井 福 光

署 名 議 員 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 漆 田 修